

(傍線部分は改正部分)

改正案

現
行

1

	条 第三款 電子提供措置（第三百二十五条の二―第三百二十五条の七） 第二節 第十節 （略） 第十一節 役員等の損害賠償責任（第四百二十三条―第四百三十条） 第十二節 補償契約及び役員等のために締結される保険契約（第四百三十条の二・第四百三十条の三） 第五章 第九章 （略） 第三編 （略） 第四編 （略） 第一章 （略） 第二章 社債管理者（第七百二条―第七百十四条） 第二章の二 社債管理補助者（第七百十四条の二―第七百十四条の七） 第三章 （略） 第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付 第一章 第四章 （略） 第二章の二 株式交付（第七百七十四条の二―第七百七十四条の十二） 第五章 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付
	条 （新設） 第二節 第十節 （同上） 第十一節 役員等の損害賠償責任（第四百二十三条―第四百三十条） （新設） 第五章 第九章 （同上） 第三編 （同上） 第四編 （同上） 第一章 （同上） 第二章 社債管理者（第七百二条―第七百十四条） （新設） 第三章 （同上） 第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転 第一章 第四章 （同上） （新設） 第五章 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転

一〇三十二 (略) 三十二の二 株式交付 株式会社が他の株式会社をその子会社 (法務省令で定めるものに限る。第七百七十四条の三第二項 において同じ。)とするために当該他の株式会社の株式を譲 り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当 該株式会社の株式を交付することをいう。 三十三・三十四 (略)	一〇三十二 (同上) (新設) 三十三・三十四 (同上)
第三十九条 (略) 2〆4 (略) 5 第三百三十一条の二の規定は、設立時取締役及び設立時監査 役について準用する。	(新設) 第三十九条 (同上) 2〆4 (同上) (新設)
(取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則) 第二百二条の二 金融商品取引法第十六条に規定する金融 商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、 定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第三号に 掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処 分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、第百九十 九条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を定めることを要し ない。この場合において、当該株式会社は、募集株式について 次に掲げる事項を定めなければならない。	(新設)

「取締役の報酬等（第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。第二百三十六条第三項第一号において同じ。）として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は第九十九条第一項第三号の財産の給付を要しない旨 二 募集株式を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）	2 前項各号に掲げる事項を定めた場合における第九十九条第二項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第二号及び第四号を除く。）及び第二百二条の二第一項各号」とする。この場合においては、第二百条及び前条の規定は、適用しない。	3 指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第三号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。	（募集株式の申込み及び割当てに関する特則） 第二百五条 （略） 2 （略） 3 第二百二条の二第一項後段の規定による同項各号に掲げる事
			（募集株式の申込み及び割当てに関する特則） 第二百五条 （同上） 2 （同上） （新設）

項についての定めがある場合には、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、第二百三条第二項の申込みをし、又は第一項の契約を締結することができない。	
4 前項に規定する場合における前条第三項並びに第二百六条の二第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、前条第三項及び第二百六条の二第一項中「第百九十九条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）」とあり、同条第三項中「同項に規定する期日」とあり、並びに同条第四項中「第一項に規定する期日」とあるのは、「割当日」とする。	（新設）
5 指名委員会等設置会社における第三項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第三号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。	（新設）
（株主となる時期等）	（株主となる時期等）
第二百九条 （略）	第二百九条 （同上）
2・3 （略）	2・3 （同上）
4 第一項の規定にかかわらず、第二百二条の二第一項後段の規定	（新設）

定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる。

（一に満たない端数の処理）

第二百三十四条 次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合において、その者に対し交付しなければならない当該株式会社の株式の数に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数（その合計数に一に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を当該者に交付しなければならない。

一〇八 （略）

九 株式交付 株式交付親会社（第七百七十四条の三第一項第

一号に規定する株式交付親会社をいう。）に株式交付に際して株式交付子会社（同号に規定する株式交付子会社をいう。）

の株式又は新株予約権等（同項第七号に規定する新株予約権等をいう。）を譲り渡した者

二〇六 （略）

（新株予約権の内容）

（一に満たない端数の処理）

第二百三十四条 次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合において、その者に対し交付しなければならない当該株式会社の株式の数に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数（その合計数に一に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を当該者に交付しなければならない。

一〇八 （同上）

（新設）

二〇六 （同上）

（新株予約権の内容）

第二百三十六条 (略)

2 (略)

3 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号に掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行するときは、第一項第二号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要しない。この場合において、当該株式会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。

一 取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は第一項第三号の財産の給付を要しない旨

二 定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第四号又は第五号に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であつた者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨

4 指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については

一 同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第四号又は第五号に定める事項についての決定」と、同項第一号中「取締役」とあ

第二百三十六条 (同上)

2 (同上)

(新設)

(新設)

るのは「執行役若しくは取締役」と、同項第二号中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。

第一節 株主総会及び種類株主総会等

(株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)

第三百一条 取締役は、第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第二百九十九条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この節において「株主総会参考書類」という。）及び株主が議決権を行使するための書面（以下この節において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2 (略)

第三百五条 (略)

2・3 (略)

4 取締役会設置会社の株主が第一項の規定による請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、前三項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該株主が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については

第一節 株主総会及び種類株主総会

(株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)

第三百一条 取締役は、第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第二百九十九条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「株主総会参考書類」という。）及び株主が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2 (同上)

第三百五条 (同上)

2・3 (同上)

(新設)

、当該各号に定めるところによる。

一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

5| 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第一項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6| 第一項から第三項までの規定は、第一項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主（当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得ら

（新設）

4| 前三項の規定は、第一項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主（当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日か

れなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

(議決権の代理行使)

第三百十条 (略)

2 6 (略)

7 株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。）は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一・二 (略)

8 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める

ら三年を経過していない場合には、適用しない。

(議決権の代理行使)

第三百十条 (同上)

2 6 (同上)

7 株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。）は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一・二 (同上)

(新設)

方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき

四 請求者が、過去二年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(書面による議決権の行使)

第三百十一条 (略)

2・3 (略)

4 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

5 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う株主(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共

(書面による議決権の行使)

第三百十一条 (同上)

2・3 (同上)

4 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(新設)

同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の
閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通
報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提
出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事
実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき
⁹

(電磁的方法による議決権の行使)

第三百十二条 (略)

2 4 (略)

5 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、前項の電磁的
記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示した
ものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合にお
いては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

6 株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該
当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う株主(以下この項において「請求者」とい
う。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で
請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共

(電磁的方法による議決権の行使)

第三百十二条 (同上)

2 4 (同上)

5 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、前項の電磁的
記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示した
ものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(新設)

同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会)

第三百二十二条 種類株式発行人社が次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該行為は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

一〇十三 (略)

(ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会)

第三百二十二条 種類株式発行人社が次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該行為は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

一〇十三 (同上)

十四 株式交付

2
3
4 (略)

(種類株主総会の決議)

第三百二十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一 六 (略)

七 第八百十六条の三第三項の種類株主総会

3 (略)

第三款 電子提供措置

(電子提供措置をとる旨の定款の定め)

第三百二十五条の二 株式会社は、取締役が株主総会(種類株主

(新設)

2
3
4 (同上)

(種類株主総会の決議)

第三百二十四条 (同上)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一 六 (同上)

(新設)

3 (同上)

(新設)

(新設)

総会を含む。）の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（以下この款において「株主総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるものをいう。以下この款、第九百十一條第三項第十二号の二及び第九百七十六條第十九号において同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一 株主総会参考書類

二 議決権行使書面

三 第四百三十七條の計算書類及び事業報告

四 第四百四十四條第六項の連結計算書類

（電子提供措置）

第三百二十五條の三 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社が取締役は、第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を發した日のいずれか早い日（以下この款において「電子提供措置開始日」という。）から株主総会の日後三箇月を経過する日までの間（以下この款において「電子提供措置期間」という。）次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置を

（新設）

とらなければならない。

一 第二百九十八条第一項各号に掲げる事項

二 第三百一条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

三 第三百二条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項

四 第三百五条第一項の規定による請求があつた場合には、同項の議案の要領

五 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会を招集するときは、第四百三十七条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項

六 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定時株主総会を招集するときは、第四百四十四条第六項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項

七 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2 前項の規定にかかわらず、取締役が第二百九十九条第一項の通知に際して株主に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

3 第一項の規定にかかわらず、金融商品取引法第二十四条第一

項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社が、電子提供措置開始日までに第一項各号に掲げる事項（定時株主総会に係るもの限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。）を記載した有価証券報告書（添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。）の提出の手續を同法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織（以下この款において単に「開示用電子情報処理組織」という。）を使用して行う場合には、当該事項に係る情報については、同項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

（株主総会の招集の通知等の特則）

第三百二十五条の四 前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合における第二百九十九条第一項の規定の適用については、同項中「二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））」とあるのは、「二週間」とする。

2| 第二百九十九条第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号に掲げる

（新設）

事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 電子提供措置をとっているときは、その旨

二 前条第三項の手続を開示用電子情報処理組織を使用して行ったときは、その旨

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社においては、取締役は、第二百九十九条第一項の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

4 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社における第三百五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をとる」とする。

（書面交付請求）

第三百二十五条の五 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主（第二百九十九条第三項（第三百二十五条にお

（新設）

いて準用する場合を含む。）の承諾をした株主を除く。）は、株式会社に対し、第三百二十五条の三第一項各号（第三百二十五条の七において準用する場合を含む。）に掲げる事項（以下この条において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。

2| 取締役は、第三百二十五条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第二百九十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求（以下この条において「書面交付請求」という。）をした株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあつては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）に対し、当該株主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3| 株式会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。

4| 書面交付請求をした株主がある場合において、その書面交付請求の日（当該株主が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日）から一年を経過したときは、株式会社は、当該株主に対し、第二項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合に

は一定の期間（以下この条において「催告期間」という。）内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。

5 前項の規定による通知及び催告を受けた株主がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該株主が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

（電子提供措置の中断）

第三百二十五条の六 第三百二十五条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれていないこととなったこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと（同項第七号の規定により修正されたことを除く。）をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。

二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子

（新設）

提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと。

(株主総会に関する規定の準用)

第三百二十五条の七 第三百二十五条の三から前条まで(第三百二十五条の三第一項(第五号及び第六号に係る部分に限る。))及び第三項並びに第三百二十五条の五第一項及び第三項から第五項までを除く。)の規定は、種類株主総会について準用する。この場合において、第三百二十五条の三第一項中「第二百九十九条第二項各号」とあるのは「第三百二十五条において準用する第二百九十九条第二項各号」と、「同条第一項」とあるのは「同条第一項(第三百二十五条において準用する場合に限る。次項、次条及び第三百二十五条の五において同じ。)」と、「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「第二百九十八条第一項各号(第三百二十五条において準用する場合に限る。)」と、「第三百一条第一項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百一条第一項」と、「第三百二条第一項」とあ

(新設)

るのは「第三百二十五条において準用する第三百二条第一項」と、「第三百五条第一項」とあるのは「第三百五条第一項（第三百二十五条において準用する場合に限る。次条第四項において同じ。）」と、同条第二項中「株主」とあるのは「株主（ある種類の株式の株主に限る。次条から第三百二十五条の六までにおいて同じ。）」と、第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第二百九十九条第二項」と、「第二百九十九条第四項」と、「第二百九十九条第二項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第二百九十九条第二項」と、「第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「第三百二十五条において準用する第二百九十八条第一項第五号」と、「同項第一号から第四号まで」とあるのは「第三百二十五条において準用する同項第一号から第四号まで」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と読み替えるものとする。

（社外取締役の設置義務）

第三百二十七条の二 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報

（社外取締役を置いていない場合の理由の開示）

第三百二十七条の二 事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する

告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない。

（取締役の資格等）

第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 （略）

二 削除

三・四 （略）

2／6 （略）

第三百三十一条の二 成年被後見人が取締役に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。

2| 被保佐人が取締役に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

3| 第一項の規定は、保佐人が民法第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の

株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、取締役は当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない。

（取締役の資格等）

第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 （同上）

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三・四 （同上）

2／6 （同上）

（新設）

承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあつては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

4 成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

（監査役の資格等）

第三百三十五条 第三百三十一条第一項及び第二項並びに第三百三十一条の二の規定は、監査役について準用する。

2・3 （略）

（業務の執行の社外取締役への委託）

第三百四十八条の二 株式会社（指名委員会等設置会社を除く。

）が社外取締役を置いている場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によつて、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

2 指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反する状況にあ

（監査役の資格等）

第三百三十五条 第三百三十一条第一項及び第二項の規定は、監査役について準用する。

2・3 （同上）

（新設）

るとき、その他執行役が指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該指名委員会等設置会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該指名委員会等設置会社の業務を執行することを社外取締役
に委託することができる。

3 前二項の規定により委託された業務の執行は、第二条第十五号イに規定する株式会社の業務の執行に該当しないものとする。ただし、社外取締役が業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、この限りでない。

（取締役の報酬等）

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）については、次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

一・二 （略）

三 報酬等のうち当該株式会社の募集株式（第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。）については、当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数の上限その他法務省令で定める事項

（取締役の報酬等）

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）については、次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

一・二 （同上）

（新設）

四 報酬等のうち当該株式会社の募集新株予約権（第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。）については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項	（新設）
五 報酬等のうち次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭については、当該イ又はロに定める事項	（新設）
イ 当該株式会社の募集株式 取締役が引き受ける当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項	
ロ 当該株式会社の募集新株予約権 取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項	
六 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）については、その具体的な内容	三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容
2・3 （略）	2・3 （同上）
4 第一項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。	4 第一項第二号又は第三号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。
5・6 （略）	5・6 （同上）
7 次に掲げる株式会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下この項において同じ。）の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による第一項各号に掲げる事項	（新設）

についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りでない。

一 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの

二 監査等委員会設置会社

（監査等委員会設置会社の取締役会の権限）

第三百九十九条の十三 （略）

2 ～ 4 （略）

5 前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によつて、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 ～ 五 （略）

六 第三百四十八条の二第一項の規定による委託

七 第三百六十一条第七項の規定による同項の事項の決定

（監査等委員会設置会社の取締役会の権限）

第三百九十九条の十三 （同上）

2 ～ 4 （同上）

5 前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によつて、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 ～ 五 （同上）

（新設）

（新設）

八〇十一 (略)	十二 補償契約（第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。第四百十六條第四項第十四号において同じ。）の内容の決定	六〇九 (同上)	(新設)
十三 役員等賠償責任保険契約（第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。第四百十六條第四項第十五号において同じ。）の内容の決定 十四〇二十一 (略)	二十二 株式交付計画（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定	一〇七 (同上)	(新設)
6 (略)		6 (同上)	
(執行役の選任等) 第四百二条 (略)		(執行役の選任等) 第四百二条 (同上)	
2・3 (略)		2・3 (同上)	
4 第三百三十一條第一項及び第三百三十一條の二の規定は、執行役について準用する。		4 第三百三十一條第一項の規定は、執行役について準用する。	
5〇8 (略)		5〇8 (同上)	
(報酬委員会による報酬の決定の方法等) 第四百九条 (略)		(報酬委員会による報酬の決定の方法等) 第四百九条 (同上)	
2 (略)		2 (同上)	

3 報酬委員会は、次の各号に掲げるものを執行役等の個人別の報酬等とする場合には、その内容として、当該各号に定める事項について決定しなければならない。ただし、会計参与の個人別の報酬等は、第一号に掲げるものでなければならない。

一・二 (略)

三 当該株式会社の募集株式 当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）その他法務省令で定める事項

四 当該株式会社の募集新株予約権 当該募集新株予約権の数その他法務省令で定める事項

五 次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭 当該イ又はロに定める事項

イ 当該株式会社の募集株式 執行役等が引き受ける当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）その他法務省令で定める事項

ロ 当該株式会社の募集新株予約権 執行役等が引き受ける当該募集新株予約権の数その他法務省令で定める事項

六 金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。） 個人別の具体的な内容

（指名委員会等設置会社の取締役会の権限）

第四百十六条 (略)

3 報酬委員会は、次の各号に掲げるものを執行役等の個人別の報酬等とする場合には、その内容として、当該各号に定める事項を決定しなければならない。ただし、会計参与の個人別の報酬等は、第一号に掲げるものでなければならない。

一・二 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

三 金銭でないもの 個人別の具体的な内容

（指名委員会等設置会社の取締役会の権限）

第四百十六条 (同上)

2・3 (略)	4 指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。
一〇五 (略)	六 第三百四十八条の第二項の規定による委託
七〇十三 (略)	十四 補償契約の内容の決定
十五 役員等賠償責任保険契約の内容の決定	十六〇二十三 (略)
二十四 株式交付計画(当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定	(役員等の株式会社に対する損害賠償責任)
第四百二十三条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人(以下この章において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。	2〇4 (略)
第十二節 補償契約及び役員等のために締結される保険	2・3 (同上)
4 指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。	一〇五 (同上)
六〇十二 (同上)	(新設)
(新設)	(新設)
十三〇二十 (同上)	(新設)
(役員等の株式会社に対する損害賠償責任)	第四百二十三条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人(以下この節において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
2〇4 (同上)	(新設)

契約

(補償契約)

第四百三十条の二 株式会社が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 株式会社は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

(新設)

-
- 二 当該株式会社が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して第四百二十三条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
- 三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部
- 3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した株式会社が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。
- 4 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。
- 5 前項の規定は、執行役について準用する。この場合において、同項中「取締役会設置会社においては、補償契約」とあるのは、「補償契約」と読み替えるものとする。
- 6 第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四百二十三条第三項並びに第四百二十八条第一項の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適
-

用しない。

7| 民法第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

第四百三十条の三 株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。

2| 第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四百二十三条第三項の規定は、株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、取締役又は執行役を被保険者とするものの締結につ

(新設)

3 民法第八十条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。	
(資本金の額及び準備金の額) 第四百四十五条 (略)	(資本金の額及び準備金の額) 第四百四十五条 (同上)
2 4 (略)	2 4 (同上)
5 合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転又は株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。	5 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際して資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。
6 定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号、第四号若しくは第五号に掲げる事項についての定め又は報酬委員会による第四百九条第三項第三号、第四号若しくは第五号に定める事項についての決定に基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。	(新設)
(清算人の就任) 第四百七十八条 (略)	(清算人の就任) 第四百七十八条 (同上)
2 7 (略)	2 7 (同上)

8 第三百三十条、第三百三十一条第一項及び第三百三十一条の二の規定は清算人について、第三百三十一条第五項の規定は清算人会設置会社（清算人会を置く清算株式会社又はこの法律の規定により清算人会を置かなければならない清算株式会社をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「取締役は」とあるのは、「清算人は」と読み替えるものとする。

第五百九条 次に掲げる規定は、清算株式会社については、適用しない。

一・二 (略)

三 第五編第四章及び第四章の二並びに同編第五章中株式交換、株式移転及び株式交付の手續に係る部分

2・3 (略)

(募集社債に関する事項の決定)

第六百七十六条 会社は、その発行する社債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債（当該募集に応じて当該社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社債をいう。以下この編において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一〇七 (略)

8 第三百三十条及び第三百三十一条第一項の規定は清算人について、同条第五項の規定は清算人会設置会社（清算人会を置く清算株式会社又はこの法律の規定により清算人会を置かなければならない清算株式会社をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「取締役は」とあるのは、「清算人は」と読み替えるものとする。

第五百九条 次に掲げる規定は、清算株式会社については、適用しない。

一・二 (同上)

三 第五編第四章並びに第五章中株式交換及び株式移転の手續に係る部分

2・3 (同上)

(募集社債に関する事項の決定)

第六百七十六条 会社は、その発行する社債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債（当該募集に応じて当該社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社債をいう。以下この編において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一〇七 (同上)

七の二 社債管理者を定めないこととするときは、その旨

八 (略)

八の二 社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

九十二 (略)

(社債原簿)

第六百八十一条 会社は、社債を発行した日以後遅滞なく、社債原簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下この章において「社債原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

一 第六百七十六条第三号から第八号の二までに掲げる事項その他の社債の内容を特定するものとして法務省令で定める事項（以下この編において「種類」という。）

二七 (略)

第七百六条 社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第六百七十六条第八号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。

一 当該社債の全部についてその支払の猶予、その債務若しくはその債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解（次号に掲げる行為を除く。）

(新設)

八 (同上)

(新設)

九十二 (同上)

(社債原簿)

第六百八十一条 会社は、社債を発行した日以後遅滞なく、社債原簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下この章において「社債原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

一 第六百七十六条第三号から第八号までに掲げる事項その他の社債の内容を特定するものとして法務省令で定める事項（以下この編において「種類」という。）

二七 (同上)

第七百六条 社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第六百七十六条第八号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。

一 当該社債の全部についてその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解（次号に掲げる行為を除く。）

二 (略) 2 4 (略)	第二章の二 社債管理補助者	二 (同上) 2 4 (同上)
(社債管理補助者の設置)	第七百十四条の二 会社は、第七百二条ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでない。	(新設)
(社債管理補助者の資格)	第七百十四条の三 社債管理補助者は、第七百三条各号に掲げる者その他法務省令で定める者でなければならない。	(新設)
(社債管理補助者の権限等)	第七百十四条の四 社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。	(新設)
一 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加	二 強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求	
三 第四百九十九条第一項の期間内に債権の申出をすること。		
2 社債管理補助者は、第七百十四条の二の規定による委託に係		

る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一 社債に係る債権の弁済を受けること。

二 第七百五条第一項の行為（前項各号及び前号に掲げる行為を除く。）

三 第七百六条第一項各号に掲げる行為

四 社債発行会社社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為

3 前項の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 前項第二号に掲げる行為であつて、次に掲げるもの

イ 当該社債の全部についてその支払の請求

ロ 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分

ハ 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（イ及びロに掲げる行為を除く。）

二 前項第三号及び第四号に掲げる行為

4 社債管理補助者は、第七百十四条の二の規定による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない。

5| 第七百五条第二項及び第三項の規定は、第二項第一号に掲げる行為をする権限を有する社債管理補助者について準用する。

（二以上の社債管理補助者がある場合の特則）

第七百十四条の五 二以上の社債管理補助者があるときは、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をしなければなら
ない。

2| 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（社債管理者等との関係）

第七百十四条の六 第七百二条の規定による委託に係る契約又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の効力が生じた場合には、第七百十四条の二の規定による委託に係る契約は、終了する。

（社債管理者に関する規定の準用）

第七百十四条の七 第七百四条、第七百七条、第七百八条、第七百十
百十条第一項、第七百十一条、第七百十三条及び第七百十四条の規定は、社債管理補助者について準用する。この場合において、第七百四条中「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補

（新設）

（新設）

（新設）

助」と、同項中「社債権者に対し、連帯して」とあるのは「社債権者に対し」と、第七百十一条第一項中「において、他に社債管理者がないときは」とあるのは「において」と、同条第二項中「第七百二条」とあるのは「第七百十四条の二」と、第七百十四条第一項中「において、他に社債管理者がないときは」とあるのは「には」と、「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補助」と、「第七百三条各号に掲げる」とあるのは「第七百十四条の三に規定する」と、「解散した」とあるのは「死亡し、又は解散した」と読み替えるものとする。

(社債権者集会の招集)

第七百十七条 (略)

2 社債権者集会は、次項又は次条第三項の規定により招集する場合を除き、社債発行人社又は社債管理者が招集する。

3 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、社債権者集会を招集することができる。

一 次条第一項の規定による請求があつた場合

二 第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

(社債権者による招集の請求)

第七百十八条 ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）

(社債権者集会の招集)

第七百十七条 (同上)

2 社債権者集会は、次条第三項の規定により招集する場合を除き、社債発行人社又は社債管理者が招集する。

(新設)

(社債権者による招集の請求)

第七百十八条 ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）

の十分の一以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができる。

2・3 (略)

4 第一項の規定による請求又は前項の規定による招集をしようとする無記名社債の社債権者は、その社債券を社債発行会社又は社債管理者又は社債管理補助者に提示しなければならない。

(社債権者集会の招集の通知)

第七百二十条 社債権者集会を招集するには、招集者は、社債権者集会の日の二週間前までに、知れている社債権者及び社債発行会社並びに社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあつては社債管理者又は社債管理補助者に対して、書面をもってその通知を発しなければならない。

2・5 (略)

(社債権者集会の決議)

第七百二十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、社債権者集会において次に掲げる事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の五分の一以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の三分の二以上の

の十分の一以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社又は社債管理者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができる。

2・3 (同上)

4 第一項の規定による請求又は前項の規定による招集をしようとする無記名社債の社債権者は、その社債券を社債発行会社又は社債管理者に提示しなければならない。

(社債権者集会の招集の通知)

第七百二十条 社債権者集会を招集するには、招集者は、社債権者集会の日の二週間前までに、知れている社債権者及び社債発行会社並びに社債管理者がある場合にあつては社債管理者に対して、書面をもってその通知を発しなければならない。

2・5 (同上)

(社債権者集会の決議)

第七百二十四条 (同上)

2 前項の規定にかかわらず、社債権者集会において次に掲げる事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の五分の一以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の三分の二以上の

議決権を有する者の同意がなければならない。		
一	(略)	
二	第七百六条第一項、第七百十四条の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）、第七百三十六条第一項、第七百三十七条第一項ただし書及び第七百三十八条の規定により社債権者集会の決議を必要とする事項	
3	(略)	
	(社債発行会社の代表者の出席等)	
	第七百二十九条 社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者は、その代表者若しくは代理人を社債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べるができる。ただし、社債管理者又は社債管理補助者にあつては、その社債権者集会が第七百七条（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の特別代理人の選任について招集されたものであるときは、この限りでない。	
2	(略)	
	(議事録)	
	第七百三十一条 (略)	
2	(略)	
3	社債管理者、社債管理補助者及び社債権者は、社債発行会社	
議決権を有する者の同意がなければならない。		
一	(同上)	
二	第七百六条第一項、第七百三十六条第一項、第七百三十七条第一項ただし書及び第七百三十八条の規定により社債権者集会の決議を必要とする事項	
3	(同上)	
	(社債発行会社の代表者の出席等)	
	第七百二十九条 社債発行会社又は社債管理者は、その代表者若しくは代理人を社債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。ただし、社債管理者にあつては、その社債権者集会が第七百七条の特別代理人の選任について招集されたものであるときは、この限りでない。	
2	(同上)	
	(議事録)	
	第七百三十一条 (同上)	
2	(同上)	
3	社債管理者及び社債権者は、社債発行会社の営業時間内は、	

の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ
る。

一・二 (略)

(社債権者集会の決議の省略)

第七百三十五条の二 社債発行者、社債管理者、社債管理補助
者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について(社
債管理補助者にあつては、第七百十四条の七において準用する
第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて
)提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が
書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該
提案を可決する旨の社債権者集会の決議があつたものとみなす
。

2| 社債発行者は、前項の規定により社債権者集会の決議があ
つたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記
録をその本店に備え置かなければならない。

3| 社債管理者、社債管理補助者及び社債権者は、社債発行者
の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ
る。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方
法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一・二 (同上)

(新設)

4 第一項の規定により社債権者集会の決議があつたものとみなされる場合には、第七百三十二条から前条まで（第七百三十四条第二項を除く。）の規定は、適用しない。

（社債権者集会の決議の執行）

第七百三十七条 社債権者集会の決議は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が執行する。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでない。

一 社債管理者がある場合 社債管理者

二 社債管理補助者がある場合において、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議があつたとき 社債管理補助者

三 前二号に掲げる場合以外の場合 代表社債権者

2 （略）

（債権者の異議手続の特則）

第七百四十条 第四百四十九条、第六百二十七条、第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条（第八百二条第二項において準用する場合を含む。）、第八百

（社債権者集会の決議の執行）

第七百三十七条 社債権者集会の決議は、社債管理者又は代表社債権者（社債管理者があるときを除く。）が執行する。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでない。

（新設）

（新設）

（新設）

2 （同上）

（債権者の異議手続の特則）

第七百四十条 第四百四十九条、第六百二十七条、第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条（第八百二条第二項において準用する場合を含む。）、又は第八

十条（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十六條の八の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができる期間を伸長することができる。

2
(略)

3 社債発行会社における第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十條第二項、第七百七十九條第二項（第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百八十九條第二項（第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百九十九條第二項（第八百二條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八百十條第二項（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百十六條の八第二項の規定の適用については、第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十條第二項、第七百七十九條第二項、第七百九十九條第二項及び第八百十六條の八第二項中「知れている債権者」とあるのは「知れている債権者（社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあっては、当該社債管理者又は社債管理補助者を含む。）と、第七百八十九條第二項及び第八百十條第二項中「知れている

百十條（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができる期間を伸長することができる。

2
(同上)

3 社債発行会社における第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十條第二項、第七百七十九條第二項（第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百八十九條第二項（第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百九十九條第二項（第八百二條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八百十條第二項（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百十條第二項（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十條第二項、第七百七十九條第二項及び第七百九十九條第二項中「知れている債権者」とあるのは「知れている債権者（社債管理者がある場合にあっては、当該社債管理者を含む。）と、第七百八十九條第二項及び第八百十條第二項中「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることに限る。）とあるのは「知れてい

債権者（同項の規定により異議を述べることができるものに限る。）とあるのは「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができるもの）に限り、社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあっては当該社債管理者又は社債管理補助者を含む。」とする。

（社債管理者等の報酬等）

第七百四十一条 社債管理者、社債管理補助者、代表社債権者又は決議執行者に対して与えるべき報酬、その事務処理のために要する費用及びその支出の日以後における利息並びにその事務処理のために自己の過失なくして受けた損害の賠償額は、社債発行会社との契約に定めがある場合を除き、裁判所の許可を得て、社債発行会社の負担とすることができる。

2 前項の許可の申立ては、社債管理者、社債管理補助者、代表社債権者又は決議執行者がする。

3 社債管理者、社債管理補助者、代表社債権者又は決議執行者は、第一項の報酬、費用及び利息並びに損害の賠償額に関し、第七百五条第一項（第七百三十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第七百十四条の四第二項第一号の弁済を受けた額について、社債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

る債権者（同項の規定により異議を述べることができるもの）に限り、社債管理者がある場合にあっては当該社債管理者を含む。」とする。

（社債管理者等の報酬等）

第七百四十一条 社債管理者、代表社債権者又は決議執行者に対して与えるべき報酬、その事務処理のために要する費用及びその支出の日以後における利息並びにその事務処理のために自己の過失なくして受けた損害の賠償額は、社債発行会社との契約に定めがある場合を除き、裁判所の許可を得て、社債発行会社の負担とすることができる。

2 前項の許可の申立ては、社債管理者、代表社債権者又は決議執行者がする。

3 社債管理者、代表社債権者又は決議執行者は、第一項の報酬、費用及び利息並びに損害の賠償額に関し、第七百五条第一項（第七百三十七条第二項において準用する場合を含む。）の弁済を受けた額について、社債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付

第四章の二 株式交付

(株式交付計画の作成)

第七百七十四条の二 株式会社は、株式交付をすることができる。
この場合においては、株式交付計画を作成しなければならない。

(株式交付計画)

第七百七十四条の三 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式交付子会社（株式交付親会社（株式交付をする株式会社をいう。以下同じ。）が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下同じ。）の商号及び住所

二 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

三 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転

(新設)

(新設)

(新設)

及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

四 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の株式交付親会社の株式の割当てに関する事項

五 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（株式交付親会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

ニ 当該金銭等が株式交付親会社の社債及び新株予約権以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

六 前号に規定する場合には、株式交付子会社の株式の譲渡人

に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

七 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

八 前号に規定する場合において、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が株式交付親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債）についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事

項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項	ホ 当該金銭等が株式交付親会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法	九 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項	十 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日	十一 株式交付がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）	2 前項に規定する場合には、同項第二号に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数を含む内容とするものでなければならない。	3 第一項に規定する場合において、株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式交付親会社は、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容及び、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。	一 ある種類の株式の譲渡人に対して株式交付親会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類	二 前号に掲げる事項のほか、株式交付親会社の株式の割当て
---	---	---	--	--	---	---	---	-------------------------------------

について株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

4| 第一項に規定する場合には、同項第四号に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社の株式の譲渡人（前項第一号の種類株式の譲渡人を除く。）が株式交付親会社に譲り渡す株式交付子会社の株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて株式交付親会社の株式を交付することを内容とするものでなければならぬ。

5| 前二項の規定は、第一項第六号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「株式交付親会社の株式」とあるのは、「金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）」と読み替えるものとする。

（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み）

第七百七十四条の四 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 株式交付親会社の商号

二 株式交付計画の内容

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2| 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、前条第

（新設）

一 項第十号の期日までに、次に掲げる事項を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式交付親会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、株式交付親会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

5 株式交付親会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき（第八百十六条の九第一項の規定により効力発生日を変更したとき及び同条第五項の規定により前条第一項第十号の期日を変更したときを含む。）は、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この章にお

いて「申込者」という。）に通知しなければならない。

6 株式交付親会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式交付親会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）に宛てて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て）

第七百七十四条の五 株式交付親会社は、申込者の中から当該株式交付親会社が株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行人会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。）を定めなければならない。この場合において、株式交付親会社は、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができ。

2 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子

（新設）

会社の株式の数を通知しなければならない。

（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み及び株式交付親会社
が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当てに関する特則）

第七百七十四条の六 前二条の規定は、株式交付子会社の株式を
譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付に際して譲
り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締
結する場合には、適用しない。

（新設）

（株式交付子会社の株式の譲渡し）

第七百七十四条の七 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める
株式交付子会社の株式の数について株式交付における株式交付
子会社の株式の譲渡人となる。

（新設）

一 申込者 第七百七十四条の五第二項の規定により通知を受
けた株式交付子会社の株式の数

二 前条の契約により株式交付親会社が株式交付に際して譲り
受ける株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した
者 その者が譲り渡すことを約した株式交付子会社の株式の
数

2 前項各号の規定により株式交付子会社の株式の譲渡人となつ
た者は、効力発生日に、それぞれ当該各号に定める数の株式交
付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければならない。

（株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消しの制限）

第七百七十四条の八 民法第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、第七百七十四条の四第二項の申込み、第七百七十四条の五第一項の規定による割当て及び第七百七十四条の六の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人は、第七百七十四条の十一第二項の規定により株式交付親会社の株主となった日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができない。

（株式交付子会社の株式の譲渡しに関する規定の準用）

第七百七十四条の九 第七百七十四条の四から前条までの規定は、第七百七十四条の三第一項第七号に規定する場合における株式交付子会社の新株予約権等の譲渡しについて準用する。この場合において、第七百七十四条の四第二項第二号中「数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）」とあるのは「内容及び数」と、第七百七十四条の五第一項中「数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。）」とあるのは「数」と、「申込者に割り当て

（新設）

（新設）

る当該株式の数の合計が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式」とあるのは「当該新株予約権等」と、前条第二項中「第七百七十四条の十一第二項」とあるのは「第七百七十四条の十一第四項第一号」と読み替えるものとする。

（申込みがあつた株式交付子会社の株式の数が下限の数に満たない場合）

第七百七十四条の十 第七百七十四条の五及び第七百七十四条の七（第一項第二号に係る部分を除く。）の規定は、第七百七十四条の三第一項第十号の期日において、申込者が譲渡しの申込みをした株式交付子会社の株式の総数が同項第二号の下限の数に満たない場合には、適用しない。この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならない。

（株式交付の効力の発生等）

第七百七十四条の十一 株式交付親会社は、効力発生日に、第七百七十四条の七第二項（第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。

（新設）

（新設）

2| 第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付
子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三
第一項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号
の株式交付親会社の株式の株主となる。

3| 次の各号に掲げる場合には、第七百七十四条の七第二項の規
定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発
生日に、第七百七十四条の三第一項第六号に掲げる事項につい
ての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一| 第七百七十四条の三第一項第五号イに掲げる事項について
の定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二| 第七百七十四条の三第一項第五号ロに掲げる事項について
の定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三| 第七百七十四条の三第一項第五号ハに掲げる事項について
の定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社
債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約
権の新株予約権者

4| 次の各号に掲げる場合には、第七百七十四条の九において準
用する第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式
交付子会社の新株予約権等の譲渡人は、効力発生日に、第七百
七十四条の三第一項第九号に掲げる事項についての定めに従い
、当該各号に定める者となる。

一| 第七百七十四条の三第一項第八号イに掲げる事項について

の定めがある場合 同号イの株式の株主 二 第七百七十四条の三第一項第八号ロに掲げる事項について の定めがある場合 同号ロの社債の社債権者 三 第七百七十四条の三第一項第八号ハに掲げる事項について の定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者 四 第七百七十四条の三第一項第八号ニに掲げる事項について の定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社 債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約 権の新株予約権者	5 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一 効力発生日において第八百十六条の八の規定による手続が 終了していない場合 二 株式交付を中止した場合	三 効力発生日において株式交付親会社が第七百七十四条の七 第二項の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式の総 数が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数に満たない 場合 四 効力発生日において第二項の規定により第七百七十四条の 三第一項第三号の株式交付親会社の株主となる者がな い場合	6 前項各号に掲げる場合には、株式交付親会社は、第七百七十 四条の七第一項各号（第七百七十四条の九において準用する場
---	--	---	---

合を含む。)に掲げる者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならない。この場合において、第七百七十四条の七第二項(第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式又は新株予約権等があるときは、株式交付親会社は、遅滞なく、これらをその譲渡人に返還しなければならない。

第五章 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付の手續

第四節 株式交付の手續

(株式交付計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第八百十六条の二 株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日から株式交付がその効力を生ずる日(以下この節において「効力発生日」という。)後六箇月を経過する日までの間、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「株式交付計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 株式交付計画について株主総会(種類株主総会を含む。)

第五章 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転の手續

(新設)

(新設)

の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日（第二週間前の日（第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）

二 第八百十六条の六第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日

三 第八百十六条の八の規定による手続をしなければならないときは、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 株式交付親会社の株主（株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合にあつては、株主及び債権者）は、株式交付親会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ、ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式交付親会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式交付親会社の定めたものにより提供することの請求又

はその事項を記載した書面の交付の請求

(株式交付計画の承認等)

第八百十六条の三 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに

株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない。

2 株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等(株式交付親会社の株式等を除く。)の帳簿価額が株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式及び新株予約権等の額として法務省令で定める額を超える場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。

3 株式交付親会社が種類株式発行会社である場合において、次の各号に掲げるときは、株式交付は、当該各号に定める種類の株式(譲渡制限株式であつて、第九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。)の種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

一 株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する金銭等が

(新設)

株式交付親会社の株式であるとき 第七百七十四条の三第一項第三号の種類の株式

二 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式であるとき 第七百七十四条の三第一項第八号イの種類の株式

(株式交付計画の承認を要しない場合等)

第八百十六条の四 前条第一項及び第二項の規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を株式交付親会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、同項に規定する場合又は株式交付親会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額

ロ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額

ハ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式等以外の財産の帳簿価額

(新設)

の合計額	二 株式交付親会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額
2 前項本文に規定する場合において、法務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限り。）を有する株主が第八百十六条の六第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に株式交付に反対する旨を株式交付親会社に対し通知したときは、当該株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない。	（株式交付をやめることの請求） 第八百十六条の五 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、株式交付をやめることを請求することができる。ただし、前条第一項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。
（反対株主の株式買取請求）	第八百十六条の六 株式交付をする場合には、反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取る

（新設）

（新設）

ことを請求することができる。ただし、第八百十六条の四第一項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 株式交付をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立って当該株式交付に反対する旨を当該株式交付親会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式交付に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての株主

3 株式交付親会社は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対し、株式交付をする旨並びに株式交付子会社の商号及び住所を通知しなければならない。

4 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

一 株式交付親会社が公開会社である場合

二 株式交付親会社が第八百十六条の三第一項の株主総会の決議によって株式交付計画の承認を受けた場合

5| 第一項の規定による請求（以下この節において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

6| 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式交付親会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

7| 株式買取請求をした株主は、株式交付親会社の承諾を得た場合限り、その株式買取請求を撤回することができる。

8| 株式交付を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

9| 第三百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

（株式の価格の決定等）

第八百十六条の七 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と株式交付親会社との間に協議が調つたときは、株式交付親会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

（新設）

2| 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式交付親会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3| 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4| 株式交付親会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

5| 株式交付親会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に對し、当該株式交付親会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6| 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7| 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

(債権者の異議)

第八百十六条の八 株式交付に際して株式交付子会社の株式及び

(新設)

新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるものである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べることができる。

2 前項の規定により株式交付親会社の債権者が異議を述べることができる場合には、株式交付親会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 株式交付をする旨

二 株式交付子会社の商号及び住所

三 株式交付親会社及び株式交付子会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、株式交付親会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該株式交付について承認をしたものとみな

す。

5| 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、株式交付親会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（株式交付の効力発生日の変更）

第八百十六条の九 株式交付親会社は、効力発生日を変更することができ。

2| 前項の規定による変更後の効力発生日は、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から三箇月以内の日でなければならない。

3| 第一項の場合には、株式交付親会社は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

4| 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節（第二項を除く。）及び前章（第七百七十四条の三第一項第十一号を除く。）の規定を適用する。

（新設）

5| 株式交付親会社は、第一項の規定による効力発生日の変更をする場合には、当該変更と同時に第七百七十四条の三第一項第十号の期日を変更することができる。

6| 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による第七百七十四条の三第一項第十号の期日の変更について準用する。この場合において、第四項中「この節（第二項を除く。）及び前章（第七百七十四条の三第一項第十一号を除く。）」とあるのは、「第七百七十四条の四、第七百七十四条の十及び前項」と読み替えるものとする。

（株式交付に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第八百十六条の十 株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2| 株式交付親会社は、効力発生日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3| 株式交付親会社の株主（株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合に

（新設）

あつては、株主及び債権者）は、株式交付親会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式交付親会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式交付親会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（会社の組織に関する行為の無効の訴え）

第八百二十八条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。

一 十二 （略）

十三 株式会社の株式交付 株式交付の効力が生じた日から六箇月以内

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

一 十二 （略）

十三 前項第十三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日

（会社の組織に関する行為の無効の訴え）

第八百二十八条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。

一 十二 （同上）

（新設）

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

一 十二 （同上）

（新設）

において株式交付親会社の株主等であつた者、株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者又は株式交付親会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかつた債権者

(被告)

第八百三十四条 次の各号に掲げる訴え(以下この節において「会社の組織に関する訴え」と総称する。)については、当該各号に定める者を被告とする。

一、十二 (略)

十二の二 株式会社の株式交付の無効の訴え 株式交付親会社
十三、二十一 (略)

(担保提供命令)

第八百三十六条 (略)

2 前項の規定は、会社の組織に関する訴えであつて、債権者又は株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者が提起することができるものについて準用する。

3 (略)

(無効又は取消しの判決の効力)

(被告)

第八百三十四条 次の各号に掲げる訴え(以下この節において「会社の組織に関する訴え」と総称する。)については、当該各号に定める者を被告とする。

一、十二 (同上)

(新設)
十三、二十一 (同上)

(担保提供命令)

第八百三十六条 (同上)

2 前項の規定は、会社の組織に関する訴えであつて、債権者が提起することができるものについて準用する。

3 (同上)

(無効又は取消しの判決の効力)

第八百三十九条 会社の組織に関する訴え（第八百三十四条第一号から第十二号の二まで、第十八号及び第十九号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によって会社が設立された場合にあっては当該設立を含み、当該行為に際して株式又は新株予約権が交付された場合にあっては当該株式又は新株予約権を含む。）は、将来に向かってその効力を失う。

（株式交付の無効判決の効力）

第八百四十四条の二 株式会社の株式交付の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、株式交付親会社が当該株式交付に際して当該株式交付親会社の株式（以下この条において「旧株式交付親会社株式」という。）を交付したときは、当該株式交付親会社は、当該判決の確定時における当該旧株式交付親会社株式に係る株主に対し、当該株式交付の際に当該旧株式交付親会社株式の交付を受けた者から給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等（以下この条において「旧株式交付子会社株式等」という。）を返還しなければならぬ。この場合において、株式交付親会社が株券発行会社であるときは、当該株式交付親会社は、当該株主に対し、当該旧株式交付子会社株式等を返還するのと引換えに、当該旧株式交付親

第八百三十九条 会社の組織に関する訴え（第八百三十四条第一号から第十二号まで、第十八号及び第十九号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によって会社が設立された場合にあっては当該設立を含み、当該行為に際して株式又は新株予約権が交付された場合にあっては当該株式又は新株予約権を含む。）は、将来に向かってその効力を失う。

（新設）

会社株式に係る旧株券を返還することを請求することができる。 2 前項前段に規定する場合には、旧株式交付親会社株式を目的とする質権は、旧株式交付子会社株式等について存在する。	(和解)	第八百四十九条の二 株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であつた者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。 一 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役） 二 監査等委員会設置会社 各監査等委員 三 指名委員会等設置会社 各監査委員		(削る) 第八百五十条 (略) 2 4 (略)	(非訟事件の管轄) 第八百六十八条 (略)
	(新設)			(和解) 第八百五十条 (同上) 2 4 (同上)	(非訟事件の管轄) 第八百六十八条 (同上)

2・3 (略) 4 第七百五條第四項及び第七百六條第四項の規定、第七百七條、第七百一十一條第三項、第七百十三條並びに第七百十四條第一項及び第三項（これらの規定を第七百十四條の七において準用する場合を含む。）の規定並びに第七百十八條第三項、第七百三十二條、第七百四十條第一項及び第七百四十一條第一項の規定による裁判の申立てに係る事件は、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 5・6 (略)	2・3 (同上) 4 第七百五條第四項、第七百六條第四項、第七百七條、第七百一十一條第三項、第七百十三條、第七百十四條第一項及び第三項、第七百十八條第三項、第七百三十二條、第七百四十條第一項並びに第七百四十一條第一項の規定による裁判の申立てに係る事件は、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 5・6 (同上)
(陳述の聴取) 第八百七十條 裁判所は、この法律の規定（第二編第九章第二節を除く。）による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。 一 (略) 二 清算人、社債管理者又は社債管理補助者の解任についての裁判 当該清算人、社債管理者又は社債管理補助者 三十一 (略) 2 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、審問の期	(陳述の聴取) 第八百七十條 裁判所は、この法律の規定（第二編第九章第二節を除く。）による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。 一 (同上) 二 清算人又は社債管理者の解任についての裁判 当該清算人又は社債管理者 三十一 (同上) 2 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、審問の期

日を開いて、申立人及び当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 (略)

二 第一百七十七条第二項、第一百九条第二項、第一百八十二条の五第二項、第九十三條第二項（第九十四條第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十條第二項、第七百七十八條第二項、第七百八十六條第二項、第七百八十八條第二項、第七百九十八條第二項、第八百七條第二項、第八百九條第二項又は第八十六條の七第二項の規定による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）の価格の決定 価格の決定の申立てをすることができる者（申立人を除く。）

三六 (略)

(不服申立ての制限)

第八百七十四條 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 第八百七十條第一項第一号に規定する一時取締役、会計参

日を開いて、申立人及び当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 (同上)

二 第一百七十七条第二項、第一百九条第二項、第一百八十二条の五第二項、第九十三條第二項（第九十四條第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十條第二項、第七百七十八條第二項、第七百八十六條第二項、第七百八十八條第二項、第七百九十八條第二項、第八百七條第二項又は第八十九條第二項の規定による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）の価格の決定 価格の決定の申立てをすることができる者（申立人を除く。）

三六 (同上)

(不服申立ての制限)

第八百七十四條 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 第八百七十條第一項第一号に規定する一時取締役、会計参

与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者若しくは社債管理補助者の特別代理人又は第七百十四条第三項（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の事務を承継する社債管理者若しくは社債管理補助者の選任又は選定の裁判

二〇四 （略）

（削る）

（株式会社設立の登記）

第九百十一条 （略）

2 （略）

3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一〇十一 （略）

与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定の裁判

二〇四 （同上）

第一款 本店の所在地における登記

（株式会社設立の登記）

第九百十一条 （同上）

2 （同上）

3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一〇十一 （同上）

十二 新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第二百三十六条第一項第一号から第四号まで（ハに規定する場合にあつては、第二号を除く。）に掲げる事項

ハ 第二百三十六条第三項各号に掲げる事項を定めたときは、その定め

ニ ロ及びハに掲げる事項のほか、新株予約権の行使の条件を定めたときは、その条件

ホ 第二百三十六条第一項第七号及び第二百三十八条第一項第二号に掲げる事項

ヘ 第二百三十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、募集新株予約権（同項に規定する募集新株予約権をいう。以下へにおいて同じ。）の払込金額（同号に規定する払込金額をいう。以下へにおいて同じ。）（同号に掲げる事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法）

十二の二 第二百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

十三～二十九 (略)

(削る)

十二 新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項

イ (同上)

ロ 第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

(新設)

ハ ロに掲げる事項のほか、新株予約権の行使の条件を定めたときは、その条件

ニ 第二百三十六条第一項第七号並びに第二百三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項

(新設)

(新設)

十三～二十九 (同上)

第二款 支店の所在地における登記

第九百三十条から第九百三十二条まで 削除

(支店の所在地における登記)

第九百三十条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する支店が本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該支店の所在地において、支店の所在地における登記をしなければならない。

一 会社の設立に際して支店を設けた場合（次号から第四号までに規定する場合を除く。） 本店の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併により設立する会社が新設合併に際して支店を設けた場合 第九百二十二条第一項各号又は第二項各号に定める日から三週間以内

三 新設分割により設立する会社が新設分割に際して支店を設けた場合 第九百二十四条第一項各号又は第二項各号に定める日から三週間以内

四 株式移転により設立する株式会社が株式移転に際して支店を設けた場合 第九百二十五条各号に掲げる日のいずれか遅い日から三週間以内

五 会社の成立後に支店を設けた場合 支店を設けた日から三週間以内

2 支店の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、支店の所在地を管轄する登記

所の管轄区域内に新たに支店を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 商号

二 本店の所在場所

三 支店（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に当該支店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への支店の移転の登記）

第九百三十一条 会社がその支店を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに支店を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（支店における変更の登記等）

(裁判による登記の嘱託)

第九百三十七条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、会社の本店の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各会社の本店の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

一〇七 (略)

第九百三十二条 第九百十九条から第九百二十五条まで及び第九

百二十九条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、支店の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第九百二十一条、第九百二十三条又は第九百二十四条に規定する変更の登記は、第九百三十条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(裁判による登記の嘱託)

第九百三十七条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、会社の本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一〇三 (同上)

2 (同上)

3 次の各号に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各会社の本店の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

一〇七 (同上)

八 株式会社 of 株式交付の無効の訴え 株式交付親会社についての変更の登記

(削る)

(特別清算に関する裁判による登記の嘱託)

第九百三十八条 次の各号に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、清算株式会社の本店の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

一 三 (略)

2 6 (略)

(過料に処すべき行為)

第九百七十六條 發起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、會計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、會計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事

(新設)

4 前項に規定する場合において、同項各号に掲げる訴えに係る請求の目的に係る組織変更、合併又は会社分割により第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各会社の支店の所在地を管轄する登記所にも前項各号に定める登記を嘱託しなければならない。

(特別清算に関する裁判による登記の嘱託)

第九百三十八条 次の各号に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、清算株式会社の本店（第三号に掲げる場合であつて特別清算の結了により特別清算終結の決定がされたときにあつては、本店及び支店）の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

一 三 (同上)

2 6 (同上)

(過料に処すべき行為)

第九百七十六條 發起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、會計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、會計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事

保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第九百六十七条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、社債管理補助者、事務を承継する社債管理補助者、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇六 (略)

七 定款、株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、第四百三十五条第二項若しくは第四百九十四条第一項の附属明細書、会計参与報告、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第二百二十二条第一項、第四百九条第一項、第七十一条の二第二項、第七十三条の二第一項、第七十九条の五第一項、第七十九条の十第一項

保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第九百六十七条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇六 (同上)

七 定款、株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、社債原簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、第四百三十五条第二項若しくは第四百九十四条第一項の附属明細書、会計参与報告、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第二百二十二条第一項、第四百九条第一項、第七十一条の二第二項、第七十三条の二第一項、第七十九条の五第一項、第七十九条の十第一項

、第百八十二条の二第一項、第百八十二条の六第一項、第二百五十条第一項、第二百七十条第一項、第六百八十二条第一項、第六百九十五条第一項、第七百八十二条第一項、第七百九十一条第一項、第七百九十四条第一項、第八百一条第一項若しくは第二項、第八百三条第一項、第八百十一条第一項、第八百十五条第一項若しくは第二項、第八百十六条の二第一項若しくは第八百十六条の十第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第三十一条第一項の規定、第七十四条第六項、第七十五条第三項、第七十六条第四項、第八十一条第二項若しくは第八十二条第二項（これらの規定を第八十六条において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第一項、第七十一条の二第一項、第七十三条の二第二項、第七十九条の五第一項、第七十九条の十第二項、第百八十二条の二第一項、第百八十二条の六第二項、第二百三十一条第一項若しくは第二百五十二条第一項、第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十二条第四項、第三百十八条第二項若しくは第三項若しくは第三百十九条第二項（これらの規定を第三百二十五条において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項（第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）、第三百七十八条第一項、第三百九十四条第一項、第三百九十九条の

、第百八十二条の二第一項、第百八十二条の六第一項、第二百五十条第一項、第二百七十条第一項、第六百八十二条第一項、第六百九十五条第一項、第七百八十二条第一項、第七百九十一条第一項、第七百九十四条第一項、第八百一条第一項若しくは第二項、第八百三条第一項、第八百十一条第一項若しくは第八百十五条第一項若しくは第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第三十一条第一項の規定、第七十四条第六項、第七十五条第三項、第七十六条第四項、第八十一条第二項若しくは第八十二条第二項（これらの規定を第八十六条において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第一項、第七十一条の二第一項、第七十三条の二第二項、第七十九条の五第一項、第七十九条の十第二項、第百八十二条の二第一項、第百八十二条の六第二項、第二百三十一条第一項若しくは第二百五十二条第一項、第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十二条第四項、第三百十八条第二項若しくは第三項若しくは第三百十九条第二項（これらの規定を第三百二十五条において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項（第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）、第三百七十八条第一項、第三百九十四条第一項、第三百九十九条の

十一第一項、第四百十三條第一項、第四百四十二條第一項若しくは第二項、第四百九十六條第一項、第六百八十四條第一項、第七百三十一條第二項、第七百八十二條第一項、第七百九十一條第二項、第七百九十四條第一項、第八百一條第三項、第八百三條第一項、第八百十一條第二項、第八百十五條第三項、第八百十六條の二第一項又は第八百十六條の十第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

九〇十八 (略)

十八の二 (略)

十九 第三百二十五條の三第一項(第三百二十五條の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

十九の二 第三百二十七條の二の規定に違反して、社外取締役を選任しなかつたとき。

十九の三 (略)

二〇〇二十二 (略)

二十三 第三百六十五條第二項(第四百十九條第二項及び第四百八十九條第八項において準用する場合を含む。)又は第四百三十條の二第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、取締役会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一第一項、第四百十三條第一項、第四百四十二條第一項若しくは第二項、第四百九十六條第一項、第六百八十四條第一項、第七百三十一條第二項、第七百八十二條第一項、第七百九十一條第二項、第七百九十四條第一項、第八百一條第三項、第八百三條第一項、第八百十一條第二項又は第八百十五條第三項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

九〇十八 (同上)

十九 (同上)

(新設)

(新設)

十九の二 (同上)

二〇〇二十二 (同上)

二十三 第三百六十五條第二項(第四百十九條第二項及び第四百八十九條第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、取締役会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十四・二十五 (略)

二十六 第四百四十九条第二項若しくは第五項、第六百二十七条第二項若しくは第五項、第六百三十五条第二項若しくは第五項、第六百七十条第二項若しくは第五項、第七百七十九条第二項若しくは第五項（これらの規定を第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条第二項若しくは第五項（これらの規定を第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条第二項若しくは第五項（これらの規定を第八百二条第二項において準用する場合を含む。）、第八百十条第二項若しくは第五項（これらの規定を第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）、第八百十六条の八第二項若しくは第五項又は第八百二十条第一項若しくは第二項の規定に違反して、資本金若しくは準備金の額の減少、持分の払戻し、持分会社の財産の処分、組織変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式交付又は外国会社の日本における代表者の全員の退任をしたとき。

二十七・三十二 (略)

三十三 第七百二条の規定に違反して社債を発行し、又は第七百十四条第一項（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して事務を承継する社債管理者若しくは社債管理補助者を定めなかったとき。

二十四・二十五 (同上)

二十六 第四百四十九条第二項若しくは第五項、第六百二十七条第二項若しくは第五項、第六百三十五条第二項若しくは第五項、第六百七十条第二項若しくは第五項、第七百七十九条第二項若しくは第五項（これらの規定を第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条第二項若しくは第五項（これらの規定を第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条第二項若しくは第五項（これらの規定を第八百二条第二項において準用する場合を含む。）、第八百十条第二項若しくは第五項（これらの規定を第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）、又は第八百二十条第一項若しくは第二項の規定に違反して、資本金若しくは準備金の額の減少、持分の払戻し、持分会社の財産の処分、組織変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転又は外国会社の日本における代表者の全員の退任をしたとき。

二十七・三十二 (同上)

三十三 第七百二条の規定に違反して社債を発行し、又は第七百十四条第一項の規定に違反して事務を承継する社債管理者を定めなかったとき。

三十四・三十五
(略)

三十四・三十五
(同上)

○厚生労働省令第二十三号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年二月三日

厚生労働大臣 田村 憲久

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（消費生活協同組合法施行規則の一部改正）

第一条 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(理事会の議事録) 第六十条 (略) 2 (略) 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。 一 四 (略) 五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ ハ (略) ニ 法第三十一条の六第四項 六・七 (略) 4 (略) (報酬等の額の算定方法) 第六十二条 法第三十一条の三第四項(法第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。 一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員が当該組合の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)(額の事業年度(法第三十一条の三第四項(法第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。))の決議を行った当該総会(総代会を含む。以下同じ。))の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。)(ごとの合計額(当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額))のうち最も高い額	(理事会の議事録) 第六十条 (略) 2 (略) 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。 一 四 (略) 五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ ハ (略) (新設) 六・七 (略) 4 (略) (報酬等の額の算定方法) 第六十二条 法第三十一条の三第四項(法第三十一条の八第四項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。 一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員が当該組合の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)(額の事業年度(法第三十一条の三第四項(法第三十一条の八第四項において準用する場合を含む。))の決議を行った当該総会(総代会を含む。以下同じ。))の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。)(ごとの合計額(当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額))のうち最も高い額

(傍線部分は改正部分)

二 (略)

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)

第六十三条 法第三十一条の三第七項(法第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。)に規定する退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(役員のために締結される保険契約)

第六十三条の二 法第三十一条の七第一項(法第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契約であつて、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該組合に生ずることのある損害を被保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害(役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害を除く。)を被保険者が填補することを目的として締結されるもの

(責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第六十四条 法第三十一条の八において準用する会社法第八百四十七条第一項(法第七十三条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二 (略)

二 (略)

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)

第六十三条 法第三十一条の三第七項(法第三十一条の八第四項において準用する場合を含む。)に規定する退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(新設)

(責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第六十四条 法第三十一条の六において準用する会社法第八百四十七条第一項(法第七十三条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二 (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第六十五条 法第三十一条の八において準用する会社法第八百四十七条第四項(法第七十三条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二 (略)

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え(法第三十一条の八において準用する会社法第八百四十七条第一項(法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する責任追及等の訴えをいう。)を提起しないときは、その理由

(表示の原則)

第六十七条 法第三十一条の九第一項に規定する組合の成立の日における貸借対照表並びに同条第二項(法第七十三条において準用する場合を含む。)に規定する組合が作成すべき決算関係書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く。)及びその附属明細書に係る事項の金額は、一円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。ただし、資産総額が五百億円以上の組合にあつては、百万円単位をもつて表示することを妨げない。

2・3 (略)

(成立の日の貸借対照表)

第六十八条 法第三十一条の九第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、組合の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(各事業年度に係る決算関係書類)

第六十九条 (略)

2 法第三十一条の九第二項(法第七十三条において準用する場合

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第六十五条 法第三十一条の六において準用する会社法第八百四十七条第四項(法第七十三条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二 (略)

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え(法第三十一条の六において準用する会社法第八百四十七条第一項(法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する責任追及等の訴えをいう。)を提起しないときは、その理由

(表示の原則)

第六十七条 法第三十一条の七第一項に規定する組合の成立の日における貸借対照表並びに同条第二項(法第七十三条において準用する場合を含む。)に規定する組合が作成すべき決算関係書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く。)及びその附属明細書に係る事項の金額は、一円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。ただし、資産総額が五百億円以上の組合にあつては、百万円単位をもつて表示することを妨げない。

2・3 (略)

(成立の日の貸借対照表)

第六十八条 法第三十一条の七第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、組合の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(各事業年度に係る決算関係書類)

第六十九条 (略)

2 法第三十一条の七第二項(法第七十三条において準用する場合

を含む。)の規定により作成すべき各事業年度に係る決算関係書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(連結決算関係書類)

第七十条 法第三十一条の十第二項において準用する会社法第四百四十四条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、この節の規定に従い作成される次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(連結の範囲)

第七十二条 会計監査人監査組合(法第三十一条の十第一項に規定する会計監査人の監査を要する組合をいう。以下同じ。)は、そのすべての子法人等(第二百十条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する子法人等は、連結の範囲に含めないものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(通則)

第七十九条 貸借対照表等(法第三十一条の九第一項に規定する組合の成立の日における貸借対照表、各事業年度ごとに組合が作成すべき貸借対照表(法第三十一条の九第二項(法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する貸借対照表をいう。))及び連結貸借対照表をいう。以下同じ。)については、この款の定めるところによる。

(通則)

第九十三条 各事業年度ごとに組合が作成すべき損益計算書等(損益計算書(法第三十一条の九第二項に規定する損益計算書をいう

を含む。)の規定により作成すべき各事業年度に係る決算関係書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(連結決算関係書類)

第七十条 法第三十一条の八第二項において準用する会社法第四百四十四条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、この節の規定に従い作成される次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(連結の範囲)

第七十二条 会計監査人監査組合(法第三十一条の八第一項に規定する会計監査人の監査を要する組合をいう。以下同じ。)は、そのすべての子法人等(第二百十条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する子法人等は、連結の範囲に含めないものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(通則)

第七十九条 貸借対照表等(法第三十一条の七第一項に規定する組合の成立の日における貸借対照表、各事業年度ごとに組合が作成すべき貸借対照表(法第三十一条の七第二項(法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する貸借対照表をいう。))及び連結貸借対照表をいう。以下同じ。)については、この款の定めるところによる。

(通則)

第九十三条 各事業年度ごとに組合が作成すべき損益計算書等(損益計算書(法第三十一条の七第二項に規定する損益計算書をいう

。及び連結損益計算書をいう。以下同じ。）については、この
款の定めるところによる。

(通則)

第百四条 法第三十一条の九第二項の規定により各事業年度ごとに
組合が作成すべき剰余金処分案又は損失処理案については、この
款の定めるところによる。

2・3 (略)

(通則)

第百二十二条 法第三十一条の九第二項の規定により各事業年度ご
とに組合が作成すべき事業報告書は、この節の定めるところによ
る。

(組合の運営組織の状況に関する事項)

第百二十五条 第百二十三条第二号に規定する「組合の運営組織の
状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 役員(直前の通常総会の日^イ以降に在任していた者であ
つて、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この
条において同じ。)に関する次に掲げる事項

イハ (略)

ニ 役員と当該組合との間で補償契約(法第三十一条の六第一
項に規定する補償契約をいう。以下同じ。)を締結している
ときは、次に掲げる事項

(1) 当該役員の氏名

(2) 当該補償契約の内容の概要(当該補償契約によつて当該
役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため
の措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)

ホ 当該組合が役員に対して補償契約に基づき法第三十一条の
六第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該

。及び連結損益計算書をいう。以下同じ。）については、この
款の定めるところによる。

(通則)

第百四条 法第三十一条の七第二項の規定により各事業年度ごと
に組合が作成すべき剰余金処分案又は損失処理案については、この
款の定めるところによる。

2・3 (略)

(通則)

第百二十二条 法第三十一条の七第二項の規定により各事業年度ご
とに組合が作成すべき事業報告書は、この節の定めるところによ
る。

(組合の運営組織の状況に関する事項)

第百二十五条 第百二十三条第二号に規定する「組合の運営組織の
状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 役員(直前の通常総会の日^イ以降に在任していた者であ
つて、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この
条において同じ。)に関する次に掲げる事項

イハ (略)

(新設)

(新設)

	組合が、当該事業年度において、当該役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
	ヘ 当該組合が役員に対して補償契約に基づき法第三十一条の六第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額
	ト (略)
	三の二 当該組合が保険者との間で役員賠償責任保険契約（法第三十一条の七第一項に規定する役員賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項
	イ 当該役員賠償責任保険契約の被保険者の範囲
	ロ 当該役員賠償責任保険契約の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員賠償責任保険契約によつて被保険者である役員（当該組合の役員に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む。）
	四ノ八 (略)
	(会計監査人監査組合の特則)
	第二百二十六条 会計監査人監査組合にあつては、次に掲げる事項を事業報告書の内容としなければならない。
	一ノ四 (略)
	五 会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）と当該組合との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項
	イ 当該会計監査人の氏名又は名称
	ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）
	六 当該組合が会計監査人に対して補償契約に基づき法第三十一
	(新設)
	二 (略)
	(新設)
	四ノ八 (略)
	(会計監査人監査組合の特則)
	第二百二十六条 会計監査人監査組合にあつては、次に掲げる事項を事業報告書の内容としなければならない。
	一ノ四 (略)
	(新設)
	(新設)

条の十第四項において準用する法第三十一条の六第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該組合が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に關し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知つたときは、その旨

七| 当該組合が会計監査人に対して補償契約に基づき法第三十一条の十第四項において準用する法第三十一条の六第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

八| 当該組合が保険者との間で役員賠償責任保険契約を締結しているときは、次に掲げる事項

イ| 当該役員賠償責任保険契約の被保険者の範囲

ロ| 当該役員賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員賠償責任保険契約によつて被保険者である会計監査人（当該組合の会計監査人に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む。）。

九| 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（総会の決議によつて解任されたものを除く。）があるときは、次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）

イ（略）

ロ 法第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百四十条第三項の理由があるときは、その理由

ハ 法第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項の意見があるときは、その意見の内容

ニ 法第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百四十五条第二項の理由があるときは、その理由

（通則）

（新設）

（新設）

五|

辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（総会の決議によつて解任されたものを除く。）があるときは、次に掲げる事項（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）

イ（略）

ロ 法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十条第三項の理由があるときは、その理由

ハ 法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項の意見があるときは、その意見の内容

ニ 法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十五条第二項の理由があるときは、その理由

（通則）

第二百二十七条 法第三十一条の九第二項の規定により各事業年度ごとに組合が作成すべき附属明細書は、この節の定めるところによる。	第二百二十七条 法第三十一条の七第二項の規定により各事業年度ごとに組合が作成すべき附属明細書は、この節の定めるところによる。
第三百十条 法第三十一条の九第五項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定並びに法第三十一条の十第一項の規定及び同条第二項において準用する会社法第四百四十四条第四項の規定による監査については、この節の定めるところによる。	第三百十条 法第三十一条の七第五項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定並びに法第三十一条の八第一項の規定及び同条第二項において準用する会社法第四百四十四条第四項の規定による監査については、この節の定めるところによる。
2 (略) (会計監査報告の作成) 第三百三十四条 法第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十六条第一項後段の規定により厚生労働省令で定める事項については、この条の定めるところによる。	2 (略) (会計監査報告の作成) 第三百三十四条 法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十六条第一項後段の規定により厚生労働省令で定める事項については、この条の定めるところによる。
2 (略) (決算関係書類の提供) 第四百四十三条 法第三十一条の九第七項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により組合員に対して行う提供決算関係書類（次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。	2 (略) (決算関係書類の提供) 第四百四十三条 法第三十一条の七第七項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により組合員に対して行う提供決算関係書類（次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。
一 (略) 二 会計監査人監査組合 次に掲げるもの イ・ロ (略) ハ 会計監査人が存しないとき（法第三十一条の十一第一項の一時会計監査人の職務を行うべき者が存する場合を除く。）は、会計監査人が存しない旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録 ニ・ヘ (略) 2 (略)	一 (略) 二 会計監査人監査組合 次に掲げるもの イ・ロ (略) ハ 会計監査人が存しないとき（法第三十一条の九第一項の一時会計監査人の職務を行うべき者が存する場合を除く。）は、会計監査人が存しない旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録 ニ・ヘ (略) 2 (略)

(連結決算関係書類の提供)

第四百四十四条 法第三十一条の十第二項において準用する会社法第四百四十四条第六項の規定により組合員に対して連結決算関係書類の提供をする場合において、通常総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行うときは、連結決算関係書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一・二 (略)

2 7 (略)

第四百四十五条 法第三十一条の十第二項において準用する会社法第四百三十九条(以下この条において「承認特則規定」という。)に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 三 (略)

第四百四十六条 法第三十一条の九第七項(法第七十三条において準用する場合を含む。)の規定により組合員に対して行う提供事業報告書(次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一 三 (略)

2 (略)

3 事業報告書に表示すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、通常総会に係る招集通知を发出する時から通常総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置(第五十三条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。)をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の

(連結決算関係書類の提供)

第四百四十四条 法第三十一条の八第二項において準用する会社法第四百四十四条第六項の規定により組合員に対して連結決算関係書類の提供をする場合において、通常総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行うときは、連結決算関係書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一・二 (略)

2 7 (略)

第四百四十五条 法第三十一条の八第二項において準用する会社法第四百三十九条(以下この条において「承認特則規定」という。)に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 三 (略)

第四百四十六条 法第三十一条の七第七項(法第七十三条において準用する場合を含む。)の規定により組合員に対して行う提供事業報告書(次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一 三 (略)

2 (略)

3 事業報告書に表示すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、通常総会に係る招集通知を发出する時から通常総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置(第五十三条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。)をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の

措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。	一 第二百二十四条第一項第一号から第五号まで、 <u>第二百二十五条第一号から第七号まで及び第二百二十六条第五号から第八号までに掲げる事項</u>	二 (略)	4、6 (略)	(共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請)	第六十条 法第四十条第五項に規定する規約の設定の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。	一・二 (略)	三 最終の決算関係書類（ <u>法第三十一条の九第二項に規定する決算関係書類をいう。以下同じ。</u> ）（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書	四・五 (略)	2・3 (略)	(議事録)	第六十三条 法第四十五条第一項の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。	2 (略)	3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。	一・二 (略)	三 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要	イ 法第三十条の三第三項及び法第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項	ロ 法第三十条の三第三項及び法第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百四十五条第二項	ハ・ニ (略)
措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。	一 第二百二十四条第一項第一号から第五号まで <u>及び第二百二十五条第一号から第七号までに掲げる事項</u>	二 (略)	4、6 (略)	(共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請)	第六十条 法第四十条第五項に規定する規約の設定の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。	一・二 (略)	三 最終の決算関係書類（ <u>法第三十一条の七第二項に規定する決算関係書類をいう。以下同じ。</u> ）（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書	四・五 (略)	2・3 (略)	(議事録)	第六十三条 法第四十五条第一項の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。	2 (略)	3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。	一・二 (略)	三 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要	イ 法第三十条の三第三項及び法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項	ロ 法第三十条の三第三項及び法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十五条第二項	ハ・ニ (略)

ホ 法第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十八條第一項

ヘ 法第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十八條第二項
四ノ六 (略)

(各清算事業年度に係る事務報告書)

第二百四十五條 法第七十三條において準用する法第三十一条の九第二項の規定により、清算組合が作成すべき事務報告書は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二百五十五條 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第二十五条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一ノ三 (略)

四 法第三十一条の九第十一項第三号(法第七十三條において準用する場合を含む。)

五 法第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十六條第二項第二号
六ノ十四 (略)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第二百五十六條 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

ホ 法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十八條第一項

ヘ 法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十八條第二項
四ノ六 (略)

(各清算事業年度に係る事務報告書)

第二百四十五條 法第七十三條において準用する法第三十一条の七第二項の規定により、清算組合が作成すべき事務報告書は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二百五十五條 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第二十五条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一ノ三 (略)

四 法第三十一条の七第十一項第三号(法第七十三條において準用する場合を含む。)

五 法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十六條第二項第二号
六ノ十四 (略)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第二百五十六條 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一・二 (略)	三 法第三十一条の九第十項	四 (略)
一・二 (略)	三 法第三十一条の七第十項	四 (略)

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第三条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(理事会の議事録) 第二条の十七 (略) 2 (略) 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。 一 四 (略) 五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ 八 (略) ニ 法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十八条の二第四項 六 八 (略) 4 (略) (責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法) 第二条の二十三 法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。 一 役員等(法第四十五条の二十第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。)がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として社会福祉法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の会計年度(次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。	(理事会の議事録) 第二条の十七 (略) 2 (略) 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。 一 四 (略) 五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ 八 (略) (新設) 六 八 (略) 4 (略) (責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法) 第二条の二十三 法第四十五条の二十四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。 一 役員等(法第四十五条の二十第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。)がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として社会福祉法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の会計年度(次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。

（ごとの合計額（当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額 イ 法第四十五条の二十二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会の決議を行った場合 当該評議員会の決議の日 ロ 法第四十五条の二十二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合 当該決議のあつた日 ハ 法第四十五条の二十二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第一項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日） 二（略）	（ごとの合計額（当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額 イ 法第四十五条の二十四において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会の決議を行った場合 当該評議員会の決議の日 ロ 法第四十五条の二十四において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行った場合 当該決議のあつた日 ハ 法第四十五条の二十四において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第一項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日） 二（略）
（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等） 第二条の二十四 法第四十五条の二十二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第四項（法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第五項及び第百十五条第五項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。 一 三（略）	（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等） 第二条の二十四 法第四十五条の二十四において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第四項（法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第五項及び第百十五条第五項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。 一 三（略）
（役員等のために締結される保険契約） 第二条の二十四の二 法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する社会福祉法人	（新設）

を含む保険契約であつて、当該社会福祉法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該社会福祉法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二

役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等が生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等が生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日。次条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法施行規則第二百五条第三号ニからヘまで及び第三号の二並びに第二百二十六条第五号から第八号までの規定は、施行日後に締結された補償契約及び役員賠償責任保険契約について適用する。

改 正 案	現 行
（役員等又は評議員の損害賠償責任等に関する読替え） 第十三条の十二 法第四十五条の二十二の二において役員等又は評議員の損害賠償責任等について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第四項第三号、第百十六条第一項、第百十八号の二第二項第二号及び第五項並びに第百十八号の三第二項の規定を準用する場合には、同法第百十五条第四項第三号中「第百十一条第一項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十第一項」と、同法第百十六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において読み替えて準用する第八十四条第一項第二号」と、同法第百十八号の二第二項第二号中「第百十一条第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の二十第一項」と、同条第五項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項、第百十一条第三項及び第百十六条第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において読み替えて準用する第八十四条第一項、同法第四十五条の十六第四項において準用する第九十二条第二項、同法第四十五条の二十第三項及び同法第四十五条の二十二の二において準用する第百十六条第一項」と、同法第百十八号の三第二項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第百十一条第三項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において読み替えて準用する第八十四条第一項、同法第四十五条の十六第四項において準用する第九十二条第二項及び同法第四十五条の二十第三項」と読み替えるものとする。	（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任に関する読替え） 第十三条の十二 法第四十五条の二十四項において役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五条第四項第三号及び第百十六条第一項の規定を準用する場合には、同号中「第百十一条第一項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十第一項」と、同項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

改 正 案			現 行		
（組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲） 第九条 法第二十八条第四項の政令で定める基準は、最終の貸借対照表（法第三十一条の十第二項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、同項において準用する同条の規定により通常総会に報告された貸借対照表をいい、組合の成立後最初の通常総会までの間においては、法第三十一条の九第一項の貸借対照表をいう。第十一条において同じ。）の負債の部に計上した額の合計額が二百億円であることとする。 （会計監査人の監査を要する共済事業を行う消費生活協同組合の範囲） 第十一条 法第三十一条の十第一項の政令で定める基準は、最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円であることとする。 （会計監査人の監査を要する組合等について準用する会社法の規定の読替え） 第十二条 法第三十一条の十第二項の規定により会計監査人の監査を要する組合について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。					
読み替える会社法の規定		読み替えられる字句	読み替える字句		
第四百三十九条	第三項（略）	消費生活協同組合法第三十一条の九第六項（略）			

（組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲） 第九条 法第二十八条第四項の政令で定める基準は、最終の貸借対照表（法第三十一条の八第二項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、同項において準用する同条の規定により通常総会に報告された貸借対照表をいい、組合の成立後最初の通常総会までの間においては、法第三十一条の七第一項の貸借対照表をいう。第十一条において同じ。）の負債の部に計上した額の合計額が二百億円であることとする。 （会計監査人の監査を要する共済事業を行う消費生活協同組合の範囲） 第十一条 法第三十一条の八第一項の政令で定める基準は、最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円であることとする。 （会計監査人の監査を要する組合等について準用する会社法の規定の読替え） 第十二条 法第三十一条の八第二項の規定により会計監査人の監査を要する組合について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。					
読み替える会社法の規定		読み替えられる字句	読み替える字句		
第四百三十九条	第三項（略）	消費生活協同組合法第三十一条の七第六項（略）			

2 法第三十一条の十第三項の規定により会計監査人について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
(略)	(略)	(略)	(略)
読み替える会社法の規定 第三百三十七条第三項第一号	読み替えられる字句 第四百三十五条第二項に規定する計算書類	読み替える字句 決算関係書類（消費生活協同組合法第三十一条の九第二項に規定する決算関係書類をいう。第三百九十六条第一項において同じ。）	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第三百九十六条第一項	次章の定めるところ	消費生活協同組合法第三十一条の十第一項の規定及び同条第二項において準用する第四百四十四条第一項の規定	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2 法第三十一条の八第三項の規定により会計監査人について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
(略)	(略)	(略)	(略)
読み替える会社法の規定 第三百三十七条第三項第一号	読み替えられる字句 第四百三十五条第二項に規定する計算書類	読み替える字句 決算関係書類（消費生活協同組合法第三十一条の七第二項に規定する決算関係書類をいう。第三百九十六条第一項において同じ。）	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第三百九十六条第一項	次章の定めるところ	消費生活協同組合法第三十一条の八第一項の規定及び同条第二項において準用する第四百四十四条第一項の規定	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

改正案	現行
（登記簿等の持出禁止） 第七条の二 登記簿及びその附属書類（<u>第十七条第三項</u>に規定する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）及び第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録（以下「第十九条の二に規定する電磁的記録」という。）を含む。以下この条、第九条、第十一条の二、第四百四十条及び第四百四十一条において同じ。）は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は囑託があつたときは、この限りでない。 （附属書類の閲覧） 第十一条の二 登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。この場合において、<u>第十七条第三項</u>に規定する電磁的記録又は第十九条の二に規定する電磁的記録に記録された情報の閲覧	（登記簿等の持出禁止） 第七条の二 登記簿及びその附属書類（<u>第十七条第四項</u>に規定する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）及び第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録（以下「第十九条の二に規定する電磁的記録」という。）を含む。以下この条、第九条、第十一条の二、第四百四十条及び第四百四十一条において同じ。）は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は囑託があつたときは、この限りでない。 （附属書類の閲覧） 第十一条の二 登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。この場合において、<u>第十七条第四項</u>に規定する電磁的記録又は第十九条の二に規定する電磁的記録に記録された情報の閲覧

は、その情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものを閲覧する方法により行う。

(印鑑証明)

第十二条 次に掲げる者でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

一 第十七条第二項の規定により登記の申請書に押印すべき者

(委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者)

二 支配人

三 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により会社につき選任された破産管財人又は保全管理人

四 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定によ

は、その情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものを閲覧する方法により行う。

(印鑑証明)

第十二条 第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定により選任された管財人若しくは保全管理人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

り会社につき選任された管財人又は保全管理人

五 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任された管財人又は保全管理人

六 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により会社につき選任された承認管財人又は保全管理人

2
（略）

（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明）

第十二条の二 前条第一項各号に掲げる者（以下この条において「被証明者」という。）は、この条に規定するところにより次の事項（第二号の期間については、法務省令で定めるものに限る。）の証明を請求することができる。ただし、代表権の制限その他の事項でこの項の規定による証明に適しないものとして法務省令で定めるものがあるときは、この限りでない。

一 電磁的記録に記録することができる情報が被証明者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該情報が他の情報に改変されているかどうかを確認することができる等被証明者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるものについて、

2
（同上）

（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明）

第十二条の二 前条第一項に規定する者（以下この条において「印鑑提出者」という。）は、印鑑を提出した登記所が法務大臣の指定するものであるときは、この条に規定するところにより次の事項（第二号の期間については、法務省令で定めるものに限る。）の証明を請求することができる。ただし、代表権の制限その他の事項でこの項の規定による証明に適しないものとして法務省令で定めるものがあるときは、この限りでない。

一 電磁的記録に記録することができる情報が印鑑提出者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該情報が他の情報に改変されているかどうかを確認することができる等印鑑提出者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるものについて、

当該被証明者が当該措置を講じたものであることを確認するために必要な事項

二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により証明を請求した被証明者は、併せて、自己に係る登記事項であつて法務省令で定めるものの証明を請求することができる。

4 第一項の規定により証明を請求する被証明者は、政令で定める場合を除くほか、手数料を納付しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定による証明は、法務大臣の指定する登記所の登記官がする。ただし、これらの規定による証明の請求は、当事者の営業所（会社にあつては、本店）の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

6 前項の指定は、告示してしなければならない。

7 第一項の規定により証明を請求した被証明者は、同項第二号の期間中において同項第一号の事項が当該被証明者が同号の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項でなくなつたときは、第五項本文の登記所に対し、同項ただし書の登記所を経由して、その旨を届け出ることができる。

8・9 (略)

(嘱託による登記)

て、当該印鑑提出者が当該措置を講じたものであることを確認するために必要な事項

二 (同上)

2 (同上)

3 第一項の規定により証明を請求した印鑑提出者は、併せて、自己に係る登記事項であつて法務省令で定めるものの証明を請求することができる。

4 第一項の規定により証明を請求する印鑑提出者は、政令で定める場合を除くほか、手数料を納付しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定による証明は、法務大臣の指定する登記所の登記官がする。ただし、これらの規定による証明の請求は、第一項の登記所を経由してしなければならない。

6 第一項及び前項の指定は、告示してなければならない。

7 第一項の規定により証明を請求した印鑑提出者は、同項第二号の期間中において同項第一号の事項が当該印鑑提出者が同号の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項でなくなつたときは、第五項本文の登記所に対し、第一項の登記所を経由して、その旨を届け出ることができる。

8・9 (同上)

(嘱託による登記)

第十五条 第五条、第十七条から第十九条の二まで、第二十一条、第二十二條、第二十三條の二、第二十四條、第五十一条第一項及び第二項、第五十二條、第七十八條第一項及び第三項、第八十二條第二項及び第三項、第八十三條、第八十七條第一項及び第二項、第八十八條、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第三百三十二條並びに第三百三十四條の規定は、官庁の嘱託による登記の手續について準用する。

(登記申請の方式)

第十七条 (略)

2 (略)

(削る)

3| 前項第四号に掲げる事項を記録した電磁的記録が法務省令で定める方法により提供されたときは、同項の規定にかかわらず、申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しない。

第十五条 第五条、第十七条から第十九条の二まで、第二十一条、第二十二條、第二十三條の二、第二十四條、第四十八條から第五十条まで(第九十五条、第一百一十一条及び第一百八条において準用する場合を含む。)、第五十一条第一項及び第二項、第五十二條、第七十八條第一項及び第三項、第八十二條第二項及び第三項、第八十三條、第八十七條第一項及び第二項、第八十八條、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第三百三十二條並びに第三百三十四條の規定は、官庁の嘱託による登記の手續について準用する。

(登記申請の方式)

第十七条 (同上)

2 (同上)

3| 会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しなければならない。

4| 第二項第四号に掲げる事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録が法務省令で定める方法により提供されたときは、前二項の規定にかかわらず、申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しない。

(申請書の添付書面)

第十八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書(前条第三項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。)にその権限を証する書面を添付しなければならない。

第二十条 削除

(申請の却下)

第二十四条 (略)

一 三 (略)

四 申請の権限を有しない者の申請によるとき、又は申請の権限を有する者であることの証明がないとき。

五・六 (略)

(削る)

(申請書の添付書面)

第十八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書(前条第四項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。)にその権限を証する書面を添付しなければならない。

(印鑑の提出)

第二十条 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。

2 前項の規定は、委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

3 前二項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

(申請の却下)

第二十四条 (同上)

一 三 (同上)

四 申請の権限を有しない者の申請によるとき。

五・六 (同上)

七 第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第三十条第

七〇十五 (略)

(提訴期間経過後の登記)

第二十五条 登記すべき事項につき訴えをもつてのみ主張することができない無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかつたときは、前条第九号の規定は、適用しない。

2・3 (略)

第四十八条から第五十条まで 削除

二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。

八〇十六 (同上)

(提訴期間経過後の登記)

第二十五条 登記すべき事項につき訴えをもつてのみ主張することができない無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかつたときは、前条第十号の規定は、適用しない。

2・3 (同上)

(支店所在地における登記)

第四十八条 本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請書には、本店の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。この場合においては、他の書面の添付を要しない。

2 支店の所在地において会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、会社成立の年月日並びに支店を設置し又は移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第四十九条 法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社が本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請は、その支店が法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。

2| 前項の指定は、告示してしなければならない。

3| 第一項の規定による登記の申請と本店の所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

4| 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の規定による登記の申請については、適用しない。

5| 第一項の規定により登記を申請する者は、手数料を納付しなければならない。

6| 前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

7| 第十三条第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。

第五十条 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請について第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、その申請を却下しなければならない。前条第五項の手数料を納付しないときも、同様とする。

(本店移転の登記) 第五十一条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。	2・3 (略) 第八十二条 (略) 2 前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収合併存
2 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、本店の所在地において登記すべき事項を登記したときは、遅滞なく、同項の登記の申請があつた旨を支店の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。ただし、前項の規定によりその申請を却下したときは、この限りでない。 3 前項本文の場合において、前条第一項の登記の申請が設立の登記の申請であるときは、本店の所在地を管轄する登記所においては、会社成立の年月日をも通知しなければならない。 4 前二項の規定による通知があつたときは、当該支店の所在地を管轄する登記所の登記官が前条第一項の登記の申請書を受け取つたものとみなして、第二十一条の規定を適用する。 (本店移転の登記) 第五十一条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。第二十条第一項又は第二項の規定により新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出も、同様とする。 2・3 (同上) 第八十二条 (同上) 2 本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管	

続会社又は新設合併設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3 第一項の登記の申請と第八十条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の登記の申請については、適用しない。

第八十七条 吸収分割会社又は新設分割会社がする吸収分割又は新設分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 前項の登記の申請と第八十五条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

轄区域内に吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3 本店の所在地における第一項の登記の申請と第八十条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の所在地における第一項の登記の申請については、適用しない。

第八十七条 本店の所在地における吸収分割会社又は新設分割会社がする吸収分割又は新設分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 本店の所在地における前項の登記の申請と第八十五条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、登記所において作成した吸収分割会社又は新設分割会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

（株式交付の登記）

第九十条の二 株式交付による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 株式交付計画書

二 株式の譲渡しの申込み又は会社法第七百七十四条の六の契約を証する書面

三 会社法第八百十六条の四第一項本文に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（同条第二項の規定により株式交付に反対する旨を通知した株主がある場合にあっては、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）

四 会社法第八百十六条の八第二項の規定による公告及び催告

（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて

（新設）

計上されたことを証する書面

(同時申請)

第九十一条 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合において、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社がする株式交換又は株式移転による新株予約権の変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に株式交換完全親会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式移転設立完全親会社」という。）の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合には、前項の登記の申請と第八十九条又は第九十条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

(準用規定)

(同時申請)

第九十一条 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合において、本店の所在地における株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社がする株式交換又は株式移転による新株予約権の変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に株式交換完全親会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式移転設立完全親会社」という。）の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合には、本店の所在地における前項の登記の申請と第八十九条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、登記所において作成した株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

(準用規定)

第九十五条 第四十七条第一項及び第五十一条から第五十三条までの規定は、合名会社の登記について準用する。

(準用規定)

第百十一条 第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条及び第九十六条から第百三条までの規定は、合資会社の登記について準用する。

(準用規定)

第百十八条 第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条、第九十六条から第百一条まで及び第百三条の規定は、合同会社の登記について準用する。

第百三十八条 削除

第九十五条 第四十七条第一項及び第四十八条から第五十三条までの規定は、合名会社の登記について準用する。

(準用規定)

第百十一条 第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条及び第九十六条から第百三条までの規定は、合資会社の登記について準用する。

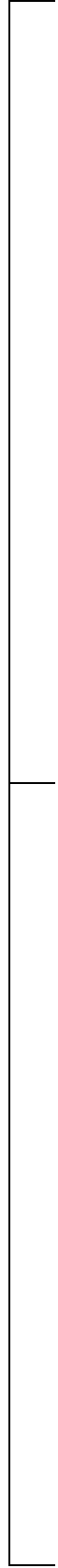
(準用規定)

第百十八条 第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条、第九十六条から第百一条まで及び第百三条の規定は、合同会社の登記について準用する。

第百三十八条 前三条の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項の登記については、本店の所在地においてした登記にのみ適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。

2| 前項本文の場合において、登記を抹消したときは、登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

3| 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。



改正案	現 行
目次 第一章（略） 第二章（略） 第一節・第二節（略） 第三節（略） 第一款〜第七款（略） 第八款 役員等の損害賠償責任（第百十一条―第百十八条 〜 第九款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約 （第百十八条の二・第百十八条の三） 第四節〜第八節（略） 第三章（略） 第一節（略） 第二節（略） 第一款〜第四款（略） 第五款 役員等の損害賠償責任（第百九十八条） 第六款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約 （第百九十八条の二）	目次 第一章（同上） 第二章（同上） 第一節・第二節（同上） 第三節（同上） 第一款〜第七款（同上） 第八款 役員等の損害賠償責任（第百十一条―第百十八条 〜 （新設） 第四節〜第八節（同上） 第三章（同上） 第一節（同上） 第二節（同上） 第一款〜第四款（同上） 第五款 役員等の損害賠償責任（第百九十八条） （新設）

第三節～第六節（略） 第四章・第五章（略） 第六章（略） 第一節～第三節（略） 第四節（略） 第一款・第二款（略） 第三款 削除 第四款・第五款（略） 第五節（略） 第七章（略） 附則 第十六条（略） 2（略） 3 第六十五条の二の規定は、設立時理事及び設立時監事について準用する。 （電子提供措置をとる旨の定め） 第四十七条の二 一般社団法人は、理事が社員総会の招集の手続	第三節～第六節（同上） 第四章・第五章（同上） 第六章（同上） 第一節～第三節（同上） 第四節（同上） 第一款・第二款（同上） 第三款 従たる事務所の所在地における登記（第三百十二 条―第三百十四条） 第四款・第五款（同上） 第五節（同上） 第七章（同上） 附則 第十六条（同上） 2（同上） （新設） （新設）
---	--

を行うときは、次に掲げる資料（第四十七条の四第三項において「社員総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により社員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるものをいう。以下この款、第三百一条第二項第四号の二及び第三百四十二条第十号の二において同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一 社員総会参考書類

二 議決権行使書面

三 第二百二十五条の計算書類及び事業報告並びに監査報告

（電子提供措置）

第四十七条の三 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の理事は、第三十九条第二項各号に掲げる場合には、社員総会の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を発した日のいずれか早い日（第四十七条の六第三号において「電子提供措置開始日」という。）から社員総会の日後三箇月を経過する日までの間（第四十七条の六において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一 第三十八条第一項各号に掲げる事項

（新設）

二 第四十一条第一項に規定する場合には、社員総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項	三 第四十二条第一項に規定する場合には、社員総会参考書類に記載すべき事項	四 第四十五条第一項の規定による請求があつた場合には、同項の議案の要領	五 一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合において、理事が定時社員総会を招集するときは、第二百二十五条の計算書類及び事業報告並びに監査報告に記載され、又は記録された事項	六 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項	2 前項の規定にかかわらず、理事が第三十九条第一項の通知に際して社員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。	(社員総会の招集の通知等の特則) 第四十七条の四 前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合における第三十九条第一項の規定の適用については、同項中「社員総会の日の一週間(理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあ
---	--------------------------------------	-------------------------------------	--	---------------------------------	--	---

(新設)

つては、その期間）前までに、社員に対してその通知を発しな
ければならない。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げ
る事項を定めた場合には、「社員総会の日」とあるのは、「社員
総会の日」とする。

2| 第三十九条第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定に
より電子提供措置をとる場合には、第三十九条第二項又は第三
項の通知には、第三十八条第一項第五号に掲げる事項を記載し
、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知
には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、電子提
供措置をとっている旨その他法務省令で定める事項を記載し、
又は記録しなければならない。

3| 第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第二百二十五条の規
定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一
般社団法人においては、理事は、第三十九条第一項の通知に際
して、社員に対し、社員総会参考書類等を交付し、又は提供す
ることを要しない。

4| 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人にお
ける第四十五条第一項の規定の適用については、同項中「その
通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領
について第四十七条の二に規定する電子提供措置をとる」とす
る。

（書面交付請求）

第四十七条の五 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般

社団法人の社員（第三十九条第三項の承諾をした社員を除く。

）は、一般社団法人に対し、第四十七条の三第一項各号に掲げる事項（次項において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。

2 理事は、第四十七条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求（以下この条において「書面交付請求」という。）をした社員に対し、当該社員総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 書面交付請求をした社員がある場合において、その書面交付請求の日（当該社員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日）から一年を経過したときは、一般社団法人は、当該社員に対し、前項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間（以下この条において「催告期間」という。）内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。

4 前項の規定による通知及び催告を受けた社員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該社員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

（新設）

(電子提供措置の中断)

第四十七条の六 第四十七条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断（社員が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと（同項第六号の規定により修正されたことを除く。）をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一 電子提供措置の中断が生ずることにつき一般社団法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は一般社団法人に正当な事由があること。

二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三 電子提供措置開始日から社員総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四 一般社団法人が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して

(新設)

電子提供措置をとったこと。

(議決権の代理行使)

第五十条 (略)

25 (略)

6 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一・二 (略)

7 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、代理権を証明する書面

(議決権の代理行使)

第五十条 (同上)

25 (同上)

6 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一・二 (同上)

(新設)

の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(書面による議決権の行使)

第五十一条 (略)

2・3 (略)

4 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

5 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

(書面による議決権の行使)

第五十一条 (同上)

2・3 (同上)

4 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(新設)

四 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき

(電磁的方法による議決権の行使)

第五十二条 (略)

2、4 (略)

5 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

6 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り

(電磁的方法による議決権の行使)

第五十二条 (同上)

2、4 (同上)

5 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(新設)

得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

〔役員の資格等〕

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 (略)

二 削除

三 (略)

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2・3 (略)

第六十五条の二 成年被後見人が役員に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年

〔役員の資格等〕

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 (同上)

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 (同上)

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2・3 (同上)

(新設)

被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。

- 2 被保佐人が役員に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

- 3 第一項の規定は、保佐人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあつては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

- 4 成年被後見人又は被保佐人がした役員の資格に基づく行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条 （略）

- 2 民法第八十条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない。

（役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任）

第百十一条 理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条 （同上）

- 2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない。

（役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任）

第百十一条 理事、監事又は会計監査人（以下この款及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任

務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2・3 (略)

第九款 補償契約及び役員等のために締結される保険契約

(補償契約)

第百十八条の二 一般社団法人が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該一般社団法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2・3 (同上)

(新設)

(新設)

2 一般社団法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。	一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分	二 当該一般社団法人が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該一般社団法人に対して第百十一条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分	三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部	3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した一般社団法人が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該一般社団法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。	4 理事会設置一般社団法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。	5 第八十四条第一項、第九十二条第二項、第百十一条第三項及び第百十六条第一項の規定は、一般社団法人と理事との間の補
---	--	--	--	---	--	---

償契約については、適用しない。

6 民法第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第百十八条の三 一般社団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）の決議によらなければならない。

2 第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第百十一条第三項の規定は、一般社団法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、

（新設）

適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

第六十条（略）

2（略）

3 第六十五条の二の規定は、設立時評議員、設立時理事及び設立時監事について準用する。

（評議員の資格等）

第七十三条 第六十五条第一項及び第六十五条の二の規定は、評議員について準用する。

2・3（略）

第九十八条 前章第三節第八款（第一百七十七条第二項第一号口を除く。）の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第十一條第一項中「理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第三百一十條第二項第十一号において「役員等」という。）とあるのは「理事、監事若しくは会計監査人（以下この款及び第三百二條第二項第九号において「役員等」という。）又

第六十条（同上）

2（同上）

（新設）

（評議員の資格等）

第七十三条 第六十五条第一項の規定は、評議員について準用する。

2・3（同上）

第九十八条 前章第三節第八款（第一百七十七条第二項第一号口を除く。）の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第十一條第一項中「理事、監事又は会計監査人（以下この款及び第三百一十條第二項第十一号において「役員等」という。）とあるのは「理事、監事若しくは会計監査人（以下この款及び第三百二條第二項第九号において「役員等」という。）又

は評議員」と、同条第二項中「第八十四条第一項」とあるのは「第九十七条において準用する第八十四条第一項」と、同条第三項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、同項第一号中「第八十四条第一項」とあるのは「第九十七条において準用する第八十四条第一項」と、第一百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、第一百十四条第二項中「についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案」とあるのは「に関する議案」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員が同項」とあるのは「総評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の評議員が前項」と、第一百五十五条第一項中「第三百一条第二項第十二号」とあるのは「第三百二条第二項第十号」と、第一百六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、第一百七条第一項及び第一百八条中「役員等」とあるのは「役員等又は評議員」と、第一百七条第二項第一号二中「第一百二十八条第三項」とあるのは「第九十九条において準用する第一百二十八条第三項」と読み替えるものとする。

は評議員」と、同条第二項中「第八十四条第一項」とあるのは「第九十七条において準用する第八十四条第一項」と、同条第三項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、同項第一号中「第八十四条第一項」とあるのは「第九十七条において準用する第八十四条第一項」と、第一百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、第一百十四条第二項中「についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案」とあるのは「に関する議案」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員が同項」とあるのは「総評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の評議員が前項」と、第一百五十五条第一項中「第三百一条第二項第十二号」とあるのは「第三百二条第二項第十号」と、第一百六条第一項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「第九十七条において準用する第八十四条第一項第二号」と、第一百七条第一項及び第一百八条中「役員等」とあるのは「役員等又は評議員」と、第一百七条第二項第一号二中「第一百二十八条第三項」とあるのは「第九十九条において準用する第一百二十八条第三項」と読み替えるものとする。

第六款 補償契約及び役員等のために締結される保険
契約

第百九十八条の二 前章第三節第九款の規定は、一般財団法人について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）」とあるのは「理事会」と、第百十八条の二第一項中「役員等に」とあるのは「理事、監事又は会計監査人（以下この款において「役員等」という。）に」と、同条第二項第二号中「第百十一条第一項」とあるのは「第百九十八条において準用する第百十一条第一項」と、同条第四項中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、同条第五項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項、第百十一条第三項」とあり、及び第百十八条の三第二項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第百十一条第三項」とあるのは「第百九十七条において準用する第百八十四条第一項及び第百九十二条第二項並びに第百九十八条において準用する第百十一条第三項」と読み替えるものとする。

（清算人の就任）

第二百九条 （略）

254 （略）

（新設）

（新設）

（清算人の就任）

第二百九条 （同上）

254 （同上）

5 第六十四条、第六十五条第一項及び第六十五条の二の規定は清算人について、第六十五条第三項の規定は清算人会設置法人（清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「理事は」とあるのは、「清算人は」と読み替えるものとする。

（和解）

第二百八十条の二 監事設置一般社団法人が、当該監事設置一般社団法人の理事及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）の同意を得なければならない。

（削る）

第二百八十一条 （略）

2、4 （略）

（一般社団法人の設立の登記）

第三百一条 （略）

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一、四 （略）

5 第六十四条及び第六十五条第一項の規定は清算人について、同条第三項の規定は清算人会設置法人（清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「理事は」とあるのは、「清算人は」と読み替えるものとする。

（新設）

（和解）

第二百八十一条 （同上）

2、4 （同上）

（一般社団法人の設立の登記）

第三百一条 （同上）

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一、四 （同上）

四の二 第四十七条の二の規定による電子提供措置をとる旨の
定款の定めがあるときは、その定め
五〇十五 (略)

第三款 削除

第三百十二条から第三百十四条まで 削除

(新設)

五〇十五 (同上)

第三款 従たる事務所の所在地における登記

(従たる事務所の所在地における登記)

第三百十二条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 一般社団法人等の設立に際して従たる事務所を設けた場合
(次号に掲げる場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併設立法人が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合 第三百七条第一項各号に掲げる日のいずれか遅い日から三週間以内

三 一般社団法人等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在

地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 従たる事務所の所在地において前二項の規定により前項各号に掲げる事項を登記する場合には、一般社団法人等の成立の年月日並びに従たる事務所を設置した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

4 第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第三百十三条 一般社団法人等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この項において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる

事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

- 2 従たる事務所の所在地において前項の規定により前条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、一般社団法人等の成立の年月日並びに従たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

（従たる事務所における変更の登記等）

第三百十四条 第三百六条第一項、第三百七条第一項及び第三百十一條に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第三百六条第一項に規定する変更の登記は、第三百十二条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第三百十五条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

第三百十五条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、一般社団法人等の主たる事務所（第一号ロに規定する場合であつて当該決議によつて第三百十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

(削る)

第三百二十九条 削除

(商業登記法の準用)

第三百三十条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで（第十二条第一項第二号及び第五号を除く。）、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十三条、第五十一条、第五十二条、第七十二条、第八十二条、第八十三条、第一百三十二条から第一百三十七条まで及び第一百三十九条から第四百

一〇三 (同上)

2 (同上)

3 前項に規定する場合において、同項各号に掲げる訴えに係る請求の目的に係る合併により第三百十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各一般社団法人等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項各号に定める登記を嘱託しなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記の申請)

第三百二十九条 主たる事務所及び従たる事務所の所在地において登記すべき事項について従たる事務所の所在地においてする登記の申請書には、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。この場合においては、他の書面の添付を要しない。

(商業登記法の準用)

第三百三十条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十七条まで、第三十三条、第四十九条から第五十二条まで、第七十二条、第八十二条、第八十三条及び第一百三十二条から第四百四十八条までの規定は、一般社団法人等に関する登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第

十八条までの規定は、一般社団法人等に関する登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十七条及び第三十三条第一項中「本店」とある部分を除く。）中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七条及び第三十三条第一項中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の」とあり、並びに同法第二十七条並びに第三十三条第一項第四号及び第二項中「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同条第一項第四号中「営業所を」とあるのは「主たる事務所を」と、同法第七十二条中「会社法第四百七十二条第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四百四十九条第一項本文又は第二百三条第一項本文」と、同法第四百四十六条の二中「商業登記法（とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十条において準用する商業登記法（と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十条において準用する商業登記法第四百四十五条）」と読み替えるものとする。

（過料に処すべき行為）

第二十七条及び第三十三条第一項中「本店」とある部分を除く。）中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七条及び第三十三条第一項中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の」とあり、並びに同法第二十七条並びに第三十三条第一項第四号及び第二項中「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同条第一項第四号中「営業所を」とあるのは「主たる事務所を」と、同法第七十二条中「会社法第四百七十二条第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四百四十九条第一項本文又は第二百三条第一項本文」と読み替えるものとする。

（過料に処すべき行為）

第三百四十二条 設立時社員、設立者、設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事、評議員若しくは清算人の職務を代行する者、第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百三十七条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は検査役は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十 (略)

十の二 第四十七条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかったとき。

十一〇十三 (略)

十四 第九十二条第二項(第九十七条及び第二百二十条第十項において準用する場合を含む。)又は第百十八条の二第四項(第百九十八条の二において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十五〇二十二 (略)

第三百四十二条 設立時社員、設立者、設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事、評議員若しくは清算人の職務を代行する者、第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百三十七条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は検査役は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

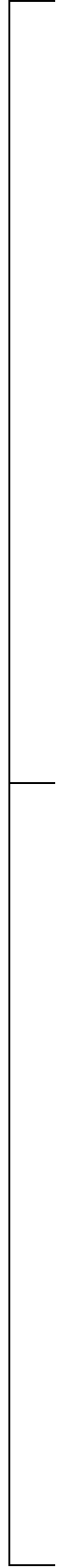
一〇十 (同上)

(新設)

十一〇十三 (同上)

十四 第九十二条第二項(第九十七条及び第二百二十条第十項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十五〇二十二 (同上)



第七章 厚生労働省関係

一 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

改正案	現行
（役員の職務及び権限等） 第三十条の三（略） 2（略） 3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条	（役員の職務及び権限等） 第三十条の三（同上） 2（同上） 3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条（第一項を除く。）、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三百八十七条並びに第三百八十八条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十

第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項（第三号から第五号までを除く。）」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員の第三者に対する損害賠償責任）

第三十一条の四 （略）

2 （略）

一 （略）

イ 第三十一条の九第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ （略）

二 （略）

（補償契約）

第三十一条の六 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部

八条中「監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員の第三者に対する損害賠償責任）

第三十一条の四 （同上）

2 （同上）

一 （同上）

イ 第三十一条の七第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ・ハ （同上）

二 （同上）

（新設）

又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2

組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十一条の三第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3	補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。
4	補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
5	第三十一条の二第一項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。
6	民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。
(役員のために締結される保険契約)	
第三十一条の七	組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定を

(新設)

するには、理事会の決議によらなければならない。

2| 第三十一条の二第一項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3| 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

(役員の責任を追及する訴え)

第三十一条の八 役員の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二各号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百四十九条の二中「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあ

(役員の責任を追及する訴え)

第三十一条の六 役員の責任を追及する訴えについては、会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二

るのは「各監事」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百十条第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第三十一条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（決算関係書類等の作成等）

第三十一条の九（略）

第三十一条の十（略）

2・3（略）

4 会計監査人の責任については、第三十一条の三から第三十一条の五まで、第三十一条の六第一項から第三項まで及び第三十一条の七第一項の規定を準用する。この場合において、第三十一条の三第四項第三号及び第三十一条の四第二項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十一条の五並びに第三十一条の六第一項及び第二項中「役員」とあるの

項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第三十一条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（決算関係書類等の作成等）

第三十一条の七（同上）

第三十一条の八（同上）

2・3（同上）

4 会計監査人の責任については、第三十一条の三から第三十一条の五までの規定を準用する。この場合において、第三十一条の三第四項第三号及び第三十一条の四第二項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十一条の五中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

は「役員又は会計監査人」と、同条第三項中「役員が」とあるのは「役員若しくは会計監査人が」と、「役員に」とあるのは「役員又は会計監査人に」と、第三十一条の七第一項中「役員が」とあるのは「役員又は会計監査人が」と、「役員を」とあるのは「役員又は会計監査人を」と、「役員の」とあるのは「役員又は会計監査人の」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十一条の八の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条の十一 (略)

(総会の特別議決方法)

第四十二条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 四 (略)

五 第三十一条の三第四項(第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定による責任の免除

(会社法等の準用)

第七十三条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十

5 会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十一条の六の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条の九 (同上)

(総会の特別議決方法)

第四十二条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 四 (同上)

五 第三十一条の三第四項(第三十一条の八第四項において準用する場合を含む。)の規定による責任の免除

(会社法等の準用)

第七十三条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十

五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人については、第二十九条の二、第二十九条の三、第三十条の二、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四から第三十一条の二まで（第三十条の七第二項を除く。）、第三十一条の三第一項から第三項まで、第三十一条の四第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一条の五、第三十一条の九（第一項及び第十項を除く。）、第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条、第三十七条第二項、第四十三条並びに第四十五条第二項から第四項まで並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条

五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人については、第二十九条の二、第二十九条の三、第三十条の二、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四から第三十一条の二まで（第三十条の七第二項を除く。）、第三十一条の三第一項から第三項まで、第三十一条の四第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一条の五、第三十一条の七（第一項及び第十項を除く。）、第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条、第三十七条第二項、第四十三条並びに第四十五条第二項から第四項まで並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条第一項及び第四項、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第

第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二各号、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十一条の九第二項中「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項及び第五項から第八項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第九項中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項（第三号から第五号までを除く。）」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」

第三百八十四条、第三百八十五条、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十一条の七第二項中「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項及び第五項から第八項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第九項中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げ

とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百九十二条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百四十九条の二中「次の各号に掲げる株式会社との区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「各監事」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百三十三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法

る株主」とあるのは「総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百九十二条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百三十三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第七十三条において準用する同法第三十一条の第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条において準用する同法第三十一条の第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十一条から第八十三条まで 削除

(従たる事務所の所在地における登記)

第八十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併設立組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第七十八条の二に規定する日から三週間以内

三 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第八十二条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第八十三条 第七十八条、第七十八条の二及び第八十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従

(登記の嘱託)

第九十条 (略)

2・3 (略)

4 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第九十二条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十四号及び第十五号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条から第百四十八条までの規定を準用する。この

たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、吸収合併存続組合についての変更の登記は、第八十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(登記の嘱託)

第九十条 (同上)

2・3 (同上)

4 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商業登記法の準用)

第九十二条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第百三十二条から第百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は行政庁に

場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「訴えについてはその主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に、行政庁に対する請求については当該行政庁」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条本文の規定による清算人」と、同法第四百六条の二中「商業登記法（「とあるのは「消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二条において準用する商業登記法（「と、商業登記法第四百十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第四百十五条」と読み替えるものとする。

（決算関係書類等の提出）

第九十二条の二 （略）

2 第三十一条の十第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しな

対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「訴えについてはその主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に、行政庁に対する請求については当該行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第八十一条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

（決算関係書類等の提出）

第九十二条の二 （同上）

2 第三十一条の八第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しな

なければならない。

3 (略)

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。

一〜四 (略)

五 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の九第九項（第七十三條において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第二項若しくは第九項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第二十五条の二第三項、第二十六条の五第二項、第三十条の七第三項、第三十一条の九第十一項、第三十二条第三項、第四十五条第四項、第四十九条第二項、第五十三条の九第二項、第六十八条第二項、第六十八条の二第二項、第六十八条

なければならない。

3 (同上)

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。

一〜四 (同上)

五 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の七第九項（第七十三條において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第六十八条第五項、第六十八条の二第七項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第二項若しくは第九項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第二十五条の二第三項、第二十六条の五第二項、第三十条の七第三項、第三十一条の七第十一項、第三十二条第三項、第四十五条第四項、第四十九条第二項、第五十三条の九第二項、第六十八条第二項、第六十八条の二第二項、第六十八条

の三第二項又は第六十八条の四第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七十三 (略)

十四 第三十条の五第三項、第三十一条の九第一項、第三十二条第一項、第四十五条第一項若しくは第五十六条第四項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第五百七条第一項に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたとき。

十五・十六 (略)

十七 第三十一条の二第三項(第七十三条において準用する場合を含む。)又は第三十一条の六第四項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十八 第三十一条の十第三項又は第三十一条の十一第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十九 第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書

の三第二項又は第六十八条の四第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七十三 (同上)

十四 第三十条の五第三項、第三十一条の七第一項、第三十二条第一項、第四十五条第一項若しくは第五十六条第四項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第五百七条第一項に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたとき。

十五・十六 (同上)

十七 第三十一条の二第三項(第七十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十八 第三十一条の八第三項又は第三十一条の九第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十九 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書

面又は電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。 二十 <u>第三十一条の十第三項</u>において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。 二十一 <u>第三十一条の十一第一項</u>の規定に違反したとき。 二十二～四十四 (略) 2・3 (略)	面又は電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。 二十 <u>第三十一条の八第三項</u>において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。 二十一 <u>第三十一条の九第一項</u>の規定に違反したとき。 二十二～四十四 (同上) 2・3 (同上)
---	--

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

改正案	現行
目次 第一章～第五章（略） 第六章（略） 第一節・第二節（略） 第三節（略） 第一款～第六款（略） 第七款 役員等の損害賠償責任等（第四十五條の二十一） 四十五條の二十二の二 第四節～第八節（略） 第七章～第十二章（略） 附則 （評議員会の運営） 第四十五條の九（略） 2～6（略） 7（略） 一（略） 二 第四十五條の二十二の二において準用する一般社団法人及	目次 第一章～第五章（同上） 第六章（同上） 第一節・第二節（同上） 第三節（同上） 第一款～第六款（同上） 第七款 役員等の損害賠償責任（第四十五條の二十一） 十五條の二十二 第四節～第八節（同上） 第七章～第十二章（同上） 附則 （評議員会の運営） 第四十五條の九（同上） 2～6（同上） 7（同上） 一（同上） 二 第四十五條の二十四項において準用する一般社団法人及

び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会 三〇五（略） 八〇一〇（略）	（理事会の権限等）	第四十五条の十三（略）	二・三（略）	四（略）	一〇五（略）	六 第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除 五（略）	第七款 役員等の損害賠償責任等	（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任） 第四十五条の二十（略） 二・三（略） （削る）
び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の評議員会 三〇五（同上） 八〇一〇（同上）	（理事会の権限等）	第四十五条の十三（同上）	二・三（同上）	四（同上）	一〇五（同上）	六 第四十五条の二十四において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除 五（同上）	第七款 役員等の損害賠償責任	（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任） 第四十五条の二十（同上） 二・三（同上） 四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条から第百十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは「総

〔準用規定〕

第四十五条の二十二の二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条から第百十六条までの規定は第四十五条の二十第一項の責任について、同法第百十八条の二及び第百十八条の三の規定は社会福祉法人について、それぞれ準用する。この

「評議員」と、同法第百十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十四条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限る。」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第百十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（新設）

場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第百十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十四条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限る。」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第百十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十八条の二第一項中「社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）」とあるのは「理事会」と、同法第百十八条の三第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）」とあるのは「理事会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。